

市町村スポーツ推進計画策定の手引き

令和2年3月

茨城県教育庁学校教育部保健体育課

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化が進行しているほか、グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など、人々を取り巻く社会環境は急激に変化しています。

そのため、精神的なストレスの増大や運動不足による生活習慣病の増加、コミュニケーション能力の低下など様々な問題が出てきており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が大きな課題となっています。

一方では、価値観やライフスタイルの多様化が進み、暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさを求めようとする意欲が高まっています。

こうした社会情勢において、スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすとともに、私たちの「心」と「体」の健全な発達を促してくれるものです。また、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済効果が期待されるなど、明るく豊かで活力と生きがいのある社会を形成する上で欠くことのできない存在となっています。

このような中、スポーツ庁は、「スポーツ参画人口」を拡大し、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創ることを基本方針とした、第2期「スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文科科学省）を策定しました。

第2期計画では、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的にスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものとするのが期待されています。

さらに、スポーツには競技種目のようなものだけでなく、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等も含まれることから、スポーツは健康維持や仲間との交流など、各人の適性や関心に応じて行うことができる、「みんなのもの」とされています。

また、各地域において「スポーツ推進計画」を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係機関が一体となって取り組むことが期待されています。

こうした国の動向、さらには、活力と生きがいのある生涯スポーツ社会の形成を目指して、この度「市町村スポーツ推進計画策定の手引き」を作成いたしました。

各市町村におかれましては、各地域の実態に関する調査を行い、地域の課題を分析し、その地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画のもと、全ての人々がスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、感動を分かち合い、支え合う社会の実現に向けて、より一層のスポーツ推進が図られることを願っております。

令和2年3月

茨城県教育庁学校教育部保健体育課長 益子 雄行

目 次

I	スポーツ推進計画策定について	1
1	スポーツ推進計画策定の意義	1
2	スポーツ推進計画策定に関する法令等 ～スポーツ実施率の向上に向けて～	1
3	スポーツ推進計画策定の手順	4
II	スポーツ推進計画策定上の留意点	6
1	国の政策目標	6
2	本県の基本方針	6
3	スポーツ推進計画に盛り込むことが考えられる主な内容	7
	(1) 豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成	7
	(2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	7
	(3) 国内外で活躍する本県選手の強化と 次世代を担う選手の発掘育成	7
	(4) 多様なスポーツ活動を実現する環境づくりの推進	8
III	スポーツ推進計画の具体的例	9
1	スポーツ推進計画の体系表事例	9
2	スポーツ推進計画の内容事例	10
	[参考資料]	36

I スポーツ推進計画策定について

1 スポーツ推進計画策定の意義

スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つであります。また、スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康寿命の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かせないものであります。

このような多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツの価値を認識し、一人でも多くの県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることは、地域の人々にとって非常に重要なことであります。また、学校体育・スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ並びに障害者スポーツの分野においてスポーツに係る多様な主体の連携と協働は、スポーツの発展を支える好循環をもたらすものであります。

これらのことから、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、各市町村の実態に応じた「スポーツ推進計画」の策定は大変意義深いものとなります。

2 スポーツ推進計画策定に係る法令等 ～スポーツ実施率の向上に向けて～

(1) スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抜粋）

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 第2期「スポーツ基本計画」（平成29年3月24日 文部科学大臣決定）（抜粋）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

(1) スポーツ参画人口の拡大

① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

[施策目標]

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

[現状と課題]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.5%（障害者は19.2%）、週3回以上のスポーツ実施率は19.7%（障害者は9.3%）（平成28年度現在（障害者については平成27年度現在））である。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、仲間との交流など様々である。
- ・ スポーツ実施の阻害要因は、仕事・家事・育児が多忙、面倒くさい、年をとったなど世代によって異なる。

[具体的施策]

- ア 国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。
- イ 国は、スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて、民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し、適性等に応じたスポーツの機会を提供する。
- ウ 国は、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存の介護予防の取組とも連携を図りながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。
- エ 国は、成人のスポーツ実施状況に関する調査について、調査項目及び調

査方法等を検証・改善するとともに、スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで、障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。

(3) 「スポーツ実施率向上のための行動計画について ～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～ (答申)」(平成30年8月6日 スポーツ審議会) (抜粋)

3. スポーツ実施率向上のための具体的取組

(1) 全体に共通する取組

[「地方スポーツ推進計画」の策定の促進]

⑱「地方スポーツ推進計画」の策定を促進する

- ・ 地方自治体はそれぞれの団体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた策を講じていく必要がある。そのための「地方スポーツ推進計画」の策定及び必要に応じた改定を促進するとともに、着実に実施されるよう、国も連携を図りつつ、取組を推進していく。その際、運動部活動の見直しに伴う環境整備について、適切に反映させる。
- ・ 課題の抽出、分析に加え、PDCA サイクルを回していくためには、JAGES13 プロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。
- ・ 地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す。

【国，地方自治体】 <18>

[表彰の実施]

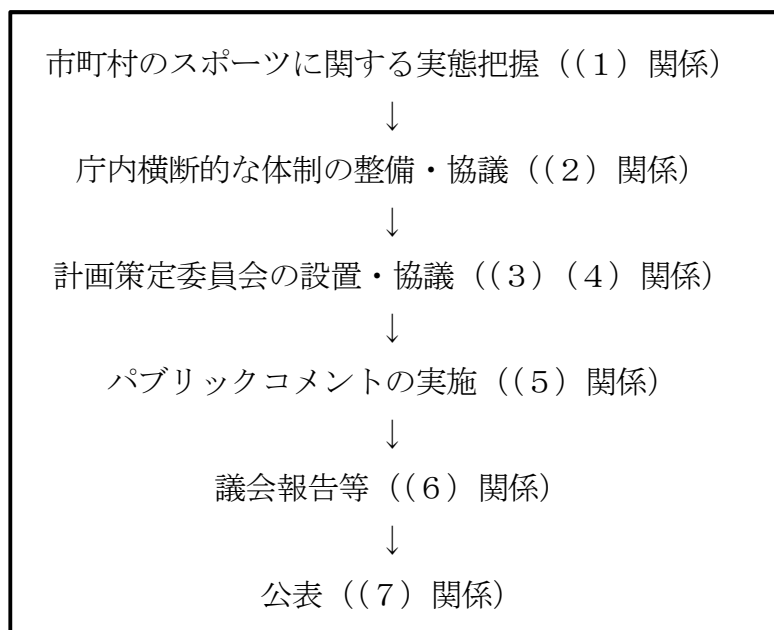
⑲地方自治体の取組の表彰を実施する

- ・ 地方自治体のスポーツ実施率向上の先進的な取組を表彰するとともに、その取組をモデル事業として紹介し、全国的な展開を促す。

【国，地方自治体】 <19>

3 スポーツ推進計画策定の手順

計画の策定に当たっては、以下の流れを参考にしながら、全庁的な取組として進めることが考えられます。



(1) 市町村のスポーツに関する実態把握

計画をより実効性のあるものとするため、各市町村の実態を把握することが重要であると考えられます。

調査内容としては、各市町村における人口分布を考慮した上で、「子供・若者」、「ビジネスパーソン」、「高齢者」、「女性」、「障害者」を主な対象とした、スポーツの実施状況及びスポーツへの関わり方（ボランティアの経験等）、また、スポーツを実施しない理由等の調査が考えられます。

さらには、少年団やスポーツクラブなどの活動状況及び地域スポーツをサポートする人材や指導者の人数、また、スポーツ施設の有無と活用状況など、スポーツ環境に関する実態調査が考えられます。

(2) 横断的な体制の整備

幅広い行政領域にまたがる計画を実効性あるものとするためには、その策定過程において、庁内の幅広い分野の関係部局に参画してもらうことが重要となります。

関係部局によって構成される協議会・ワーキンググループ等を設置し、「スポーツの価値」についての共通理解を図り、庁内横断的な体制を整えることによって、計画策定に向けた検討が円滑に進むことが期待できます。

(3) 計画策定委員会の設置

庁内横断的な体制での協議等を踏まえ、必要に応じて計画策定委員会の委員を選任します。委員としては、庁内関係部局や地域の民間団体関係者、外部有識者等を選任することも考えられます。選任に当たっては、計画の策定に向けて議論をまとめられるキーパーソン（例えば、スポーツ政策等に知見があり、施策についてビジョンを持っている大学教授など）を加えることで、より専門的で最新の内容の議論が進められると考えられます。

なお、計画策定委員会の設置に合わせて、実務的な論点整理等、素案の作成等を行うワーキングチームを庁内横断的な体制として設置することも考えられます。

(4) 計画策定委員会による協議

① 計画策定スケジュールの作成

地方計画策定までのスケジュール（期間は概ね1年以内）を作成し、関係者の意思統一を図ることが重要であると考えられます。

② 関係団体からのヒアリング

地域のスポーツ活動を行っている関係団体等（体育協会、スポーツ推進委員協議会、少年団、学校等）から、活動状況や課題意識等のヒアリング等を実施することで、地域の実態を深掘りすることができます。

③ 計画の施策体系・取組方針の決定

計画策定委員会における意見、実務的な論点整理、関係団体に対するヒアリング結果等を踏まえて、地方計画の施策体系・取組方針を決定することが重要であると考えられます。

④ 素案の検討

素案の作成に当たっては、委員会構成員の所属団体等に事前に意見照会を行うことも有意義であると考えられます。

(5) パブリックコメントの実施

各市町村の条例、内規等に従って、パブリックコメントを実施することにより、地域住民や関係機関、民間団体の意見を聴取し、意見内容に応じて必要な追記・修正等を行うことが考えられます。

(6) 議会報告等

各市町村の条例、内規等に従って、議会に報告等を行うことが考えられます。

(7) 公表

必要な手続が完了し、地方計画の内容が確定した場合は、市町村のホームページ等で公表することが想定されます。

II スポーツ推進計画策定上の留意点

1 国の政策目標

- (1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

- (2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

- (3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

- (4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

2 本県の基本方針（具体例参考）

- (1) 豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成

子供が主体的に体を動かす機会を拡大し、習慣化につなげることのできる運動好きな子供の育成を図ります。

- (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で参画する

ことができる機会の創出を図ります。

- (3) 国内外で活躍する本県選手の強化と次世代を担う選手の発掘・育成
茨城国体・全国障害者スポーツ大会の成果を生かし、競技力向上や指導者養成に努めるとともに、次世代を担う選手の発掘・育成を図ります。
- (4) 多様なスポーツ活動を実現する環境づくりの推進
誰もが生涯を通じて楽しむことができるスポーツ環境の整備と充実を図ります。

3 スポーツ推進計画に盛り込むことが考えられる主な内容

- (1) 豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成
- 小中学生の体力テスト結果から、体力の実態把握、分析、対応策を検討し、体力向上に係る取組
 - 学校生活における児童生徒の運動機会を増加させ、運動習慣を身に付けるための支援
 - 体育学習における、カリキュラムマネジメントの実現や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進した学習指導の充実
 - 運動部活動における、適切な運営のための体制整備や休養日の設定など、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮した持続可能な運動部活動の在り方
 - 幼児期からの運動習慣づくりを推進するための取組
 - 共生の視点を踏まえて、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢に関わらず、スポーツの多様な楽しみ方を実践できるよう指導内容の改善
- (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携による、幼児や児童が運動遊びやスポーツ活動に親しむことができる機会の充実
 - 成人の週1回以上のスポーツ実施率を向上させるための取組
 - 女性を含めた、ビジネスパーソンや子育て世代のスポーツ実施率を向上させるための取組
 - 全くスポーツを行っていない人の実態把握と誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実
 - 高齢者が体力に応じて取り組むことができるスポーツ参加機会の充実
 - 障害者における、スポーツ活動の機会の充実や、障害者スポーツについての理解の促進
 - スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でのスポーツ参画人口を拡大するための取組
 - プロチーム、企業、大学等と連携したスポーツ活動やスポーツイベントの充実
- (3) 国内外で活躍する本県選手の強化と次世代を担う選手の発掘・育成

- 競技団体と連携し、全国大会等でも活躍できる選手の育成・強化
- 地域の特性を生かした、次世代アスリートを発掘・育成するシステム構築の支援
- 地域の実情に応じた、指導者の育成と活用方法の確立
- スポーツ団体のガバナンスの確立とコンプライアンスの周知
- 障害者スポーツの普及・定着と障害者の大会への参加促進や後援

(4) 多様なスポーツ活動を実現する環境づくりの推進

- 総合型地域スポーツクラブの量的・質的充実を目指した支援
- 指導者やボランティア等のスポーツ活動に関わる人材の育成と資質の向上
- 安心安全な公共スポーツ施設の整備と維持管理
- プロチームや地域及び大学等が持つスポーツ資源の活用
- 地域の資源を生かしたスポーツツーリズムやスポーツコミッションによる地域活性化の取組

Ⅲ スポーツ推進計画の具体例

1 スポーツ推進計画の体系表事例

スポーツ推進計画〔令和〇年〇月～令和〇年〇月〕体系表

<p>基本理念</p>	<p>活力と生きがいのある生涯スポーツ社会の形成 ～スポーツで誰もが輝く いきいき茨城～</p>	
	<p>4つの柱</p>	<p>目標と施策</p>
<p>豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成</p> <p>子供が主体的に体を動かす機会を拡大し、習慣化につなげることのできる運動好きな子供の育成</p>	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生の「週3日以上、授業以外で運動（遊び）やスポーツを実施している割合」を45%程度に増加（8.1ポイント増 H30年度比） ○中学生の「自主的にスポーツする時間を持ちたいと思う割合」を80%程度に増加（14.4ポイント増 H30年度比） ○高校生の「1日の運動・スポーツの実施時間30分未満の割合」を35%程度に減少（5.8ポイント減 H30年度比） ○小・中・高校生の「新体力テストの段階別総合評価において上位2段階（A+B）の割合」を65%程度に増加（7.7ポイント増 H30年度比） <p>施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校における体育活動の充実 ② 運動部活動の適正化 ③ 幼児期における運動遊びの充実 ④ スポーツを通じた共生社会の実現に向けた指導の充実 	
<p>ライフステージに応じたスポーツ活動の推進</p> <p>誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で参画することができる機会の創出</p>	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児期、児童期における、地域での運動遊びやスポーツ活動の推進 ○成人のスポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・週1回以上のスポーツ実施率を65%に増加 ・1年間に運動やスポーツをまったく行わなかった人の割合を20%に減少 ○高齢者のスポーツを通じた健康の保持・増進及び高齢者が自ら取り組むスポーツ活動の支援 ○障害の有無や程度に関わらず誰もが参加しやすく楽しむことのできるスポーツ活動の推進 ○スポーツ観戦やスポーツボランティアの推進 <p>施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ライフステージに応じてスポーツに親しむ参加機会の充実 ② スポーツ参画人口の拡大 	
<p>国内外で活躍する本県選手の強化と次世代を担う選手の発掘・育成</p> <p>茨城国体・全国障害者スポーツ大会の成果を生かし、競技力向上や指導者養成に努めるとともに、次世代を担う選手の発掘・育成</p>	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○茨城国体以降の天皇杯順位、10位台の維持 ○全国大会の年間延べ優勝数を30%増加（平成29年比） ○全国障害者スポーツ大会を通じたスポーツ機会の創出 <p>施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 競技力向上対策の推進 ② 障害者スポーツの推進 	
<p>多様なスポーツ活動を実現する環境づくりの推進</p> <p>誰もが生涯を通じて楽しむことができるスポーツ環境の整備と充実</p>	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブの量的・質的充実 ○誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる場の確保 ○地域スポーツをサポートする人材や指導者の育成 ○障害者のスポーツ環境の充実 <p>施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スポーツ環境の充実 ② 指導者の養成とスポーツボランティアの育成 ③ 障害者のスポーツ環境の整備 	

2 スポーツ推進計画の内容事例

《本県の現状とスポーツ推進の施策》

1 豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成

(1) 現状と課題

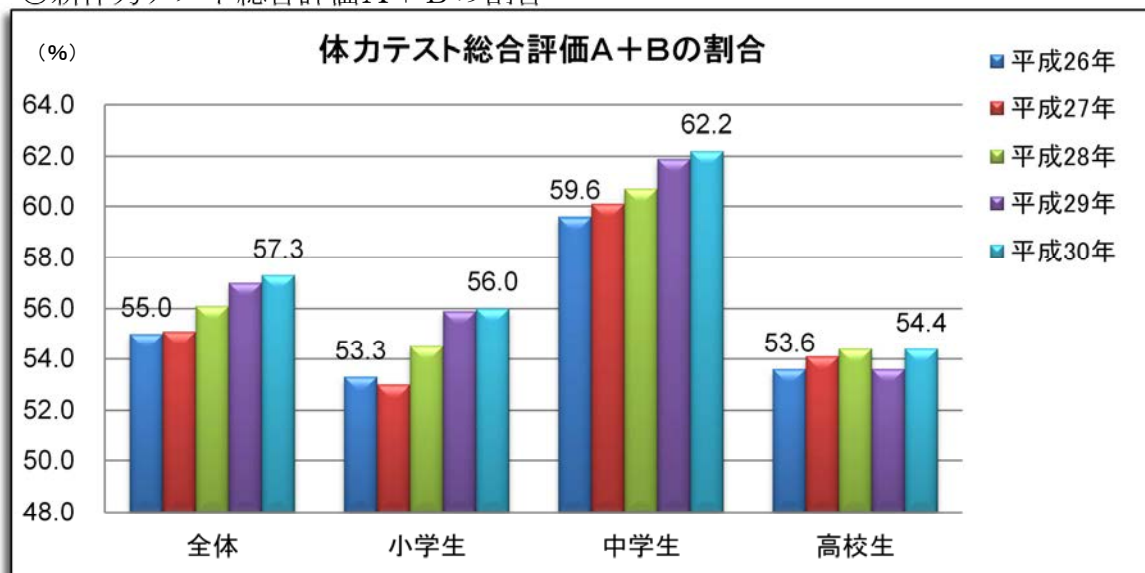
① 子供の体力について

本県の子供*注1の体力は、毎年実施している「茨城県児童生徒の体力・運動能力調査」によると、調査集計を開始した昭和42年度から昭和50年度頃にかけては、顕著な上昇傾向が見られました。その後、昭和50年度頃から昭和60年度頃までは停滞傾向にあり、それ以降は低下傾向が続きましたが、平成14年度頃からは再び上昇傾向にあります。

同調査の平成30年度の結果を見ると、新体力テストの段階別総合評価における(A+B)の割合*注2が、全体では4年前の平成26年度の55.0%から57.3%に上昇しています。しかしながら、同調査の各測定項目を全国平均値と比較した場合、小学生男子のソフトボール投げと高校生のほとんどの項目において、全国平均値を下回っているなどの課題がありました。

また、同年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、対象となった小学5年生と中学2年生の男女ともに得点合計が全国平均値を大きく上回り、小学5年生女子と中学2年生男子が全国第2位、中学2年生女子が第3位、小学5年生男子が第4位と全国上位の結果となりました。

○新体力テスト総合評価A+Bの割合



*注1 子供：ここでいう子供とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍している児童生徒を対象としている。

*注2 (A+B)の割合：体力テストの段階別総合評価は、各測定項目(8種目)の得点を合計し、年齢ごとに設定された基準をもとに、AからEの5段階で評価している。(A+B)の割合とは、「優れている(A)」と「やや優れている(B)」に該当する評価段階の児童生徒を加えた割合。

② 運動やスポーツの実施状況について

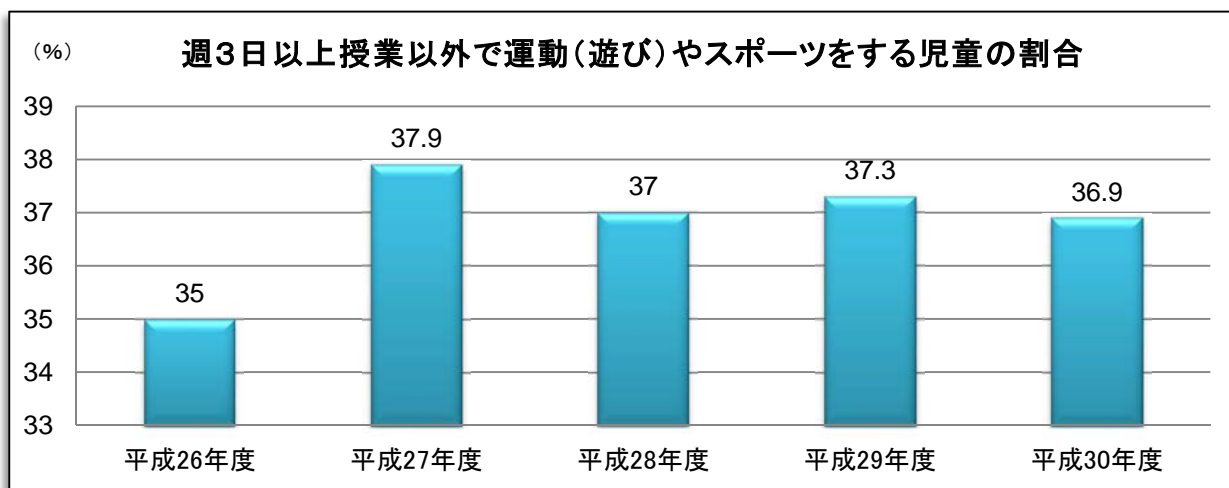
未来の本県の担い手である子供たちが、生涯にわたって健康を維持し、豊かなスポーツライフを実現するためには、家庭生活や学校生活を通じ、幼児期から日常的に運動に親しみ、スポーツの基礎を培うことが大切です。

平成30年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、「運動やスポーツをほとんど行わない」中学2年生の女子の割合は、平成25年度の28.5%から16.5%に減少しています。

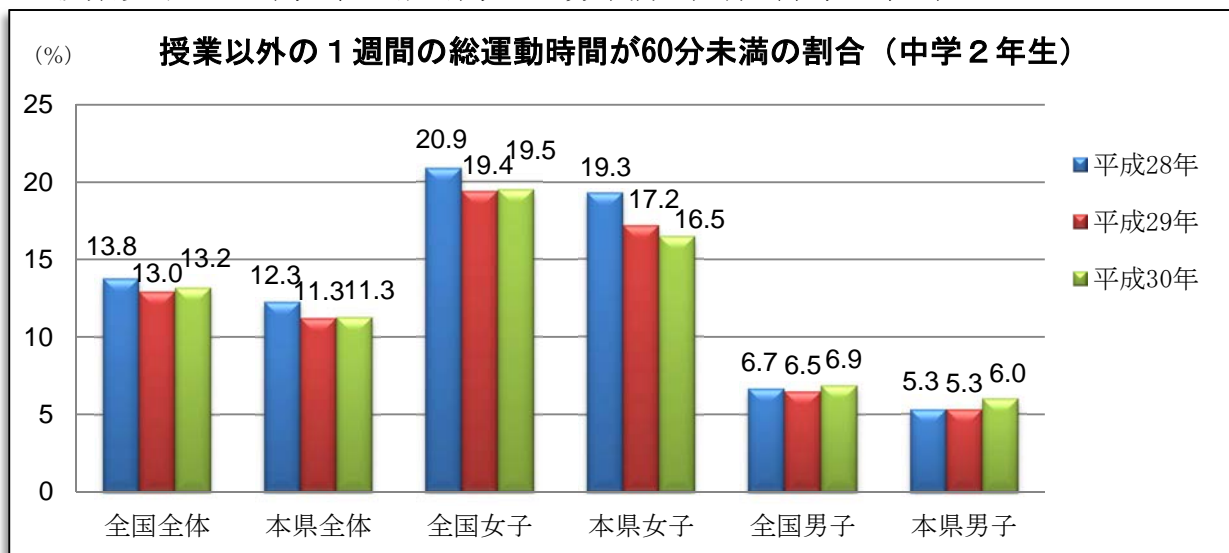
しかしながら、同年度の「茨城県児童生徒の体力・運動能力調査」によると、小学生において、週3日以上授業以外で運動*注3やスポーツ*注4をしている児童の割合は、40%に満たない現状です。

積極的に運動（遊び）やスポーツをする子供とそうでない子供の二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身に付いていない子供に対する支援の充実等が重要な課題となっています。

○週3日以上授業以外で運動（遊び）やスポーツをする児童の割合



○授業以外の1週間の総運動時間が60分未満の割合（中学2年生）



③ 体育学習について

豊かなスポーツライフを実現させるためには、体育・保健体育の学習を通して、子供が十分に体を動かし、運動（遊び）やスポーツの楽しさや喜びを味わわせ、運動好きな子供を育てていくことが大切です。

平成 29 年告示の学習指導要領では、体育・保健体育科の目標として、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す」と示されています。

目標達成に向け、カリキュラム・マネジメントの実現や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、学習指導の充実を図ることが大切です。

④ 運動部活動について

平成 30 年度の本県生徒の運動部活動の加入率は、中学生が 71.7%（男子 81.7%，女子 61.3%）、高校生が 44.3%（男子 55.8%，女子 32.2%）であり、過去 5 年間の加入率の年次推移を見ると、中学生は約 72%とほぼ横ばいで、高校生は平成 27 年度に 49.2%まで増加したものの、全体的に 45%前後を推移している状況です。

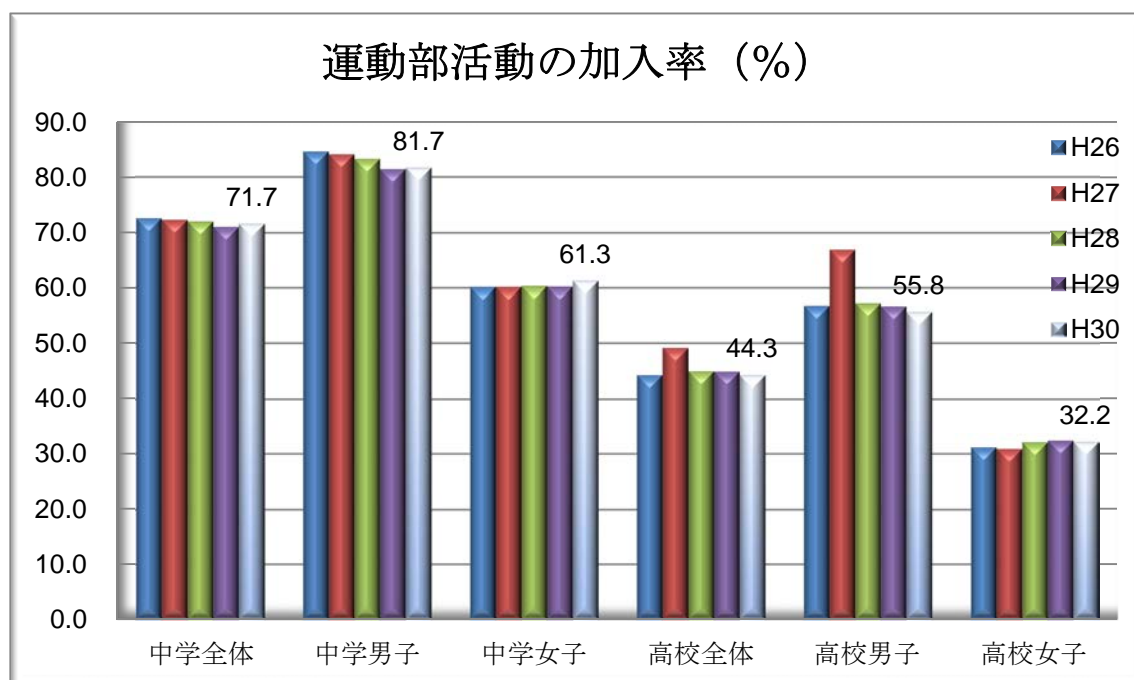
しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えています。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、これまでと同様の運営体制では維持が困難になってきており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

このような状況を踏まえ、本県では、平成 30 年 5 月に「茨城県運動部活動の運営方針」を策定し、運用を開始しました。運営方針には、適切な運動部活動の運営のための体制整備や適切な休養日の設定など、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、合同チームの推進や部活動指導員の積極的な活用を図ることなど、持続可能な運動部活動の在り方について示しました。

*注3 運動：ここでいう運動とは、学校種における個々の実態に対応するため、「遊び」や歩行等の身体活動も含んでいる。

*注4 スポーツ：ここでいうスポーツとは、一定のルールと制限された場所で技術向上を目的として行われているものを含んでいる。

○運動部活動の加入率



(2) 目標

- 小学生の「週3日以上、授業以外で運動（遊び）やスポーツを実施している割合」を45%程度（8.1ポイント増 H30年度比）
- 中学生の「自主的にスポーツする時間を持ちたいと思う割合」を80%程度（14.4ポイント増 H30年度比）
- 高校生の「1日の運動・スポーツの実施時間30分未満の割合」を35%程度（5.8ポイント減 H30年度比）
- 小・中・高校生の「新体力テストの段階別総合評価において上位2段階（A+B）の割合」を65%程度（7.7ポイント増 H30年度比）

(3) 施策

① 学校における体育活動の充実

ア 県

➤各種研修会や実技講習会の開催を通して、「豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成」、「心身の健康を保持増進するための実践力の育成」及び「体力の向上」についての理解促進を図り、教員の指導力の向上に取り組みます。

➤学習指導要領に基づく発達の段階に応じた指導内容の確実な定着を図る観点から、体育・保健体育科の授業の改善・充実に役立つ学校体育指導資料や映像資料の作成及びその活用の促進を図ります。

➤小学校体育専科教員*注5の配置（体育大好き推進事業）の充実，学校体育に関する研究推進校を設け，教育課程に関する内容や特定の課題に関する実践研究を推進するとともに，その成果を県内各学校に提供することにより体育活動の充実を図ります。

➤県内の大学と連携し，大学生等を小学校の体育授業に派遣することで，児童の体力の向上と体育授業の活性化を図るとともに，大学教授等を小・中・高等学校に派遣し，体育・保健体育の指導方法の研修等を行い，教科指導の充実と教員の資質の向上を図ります。

➤県内の大学と連携し，体力向上策を推進する組織を設置し，本県の児童生徒の体力の現状と課題の分析及びその課題に応じた運動プログラムや学習教材を開発するなど，児童生徒の体力の向上に向けた取組を推進します。

➤児童生徒の望ましい運動習慣の確立を図るため，固定施設や用具を活用した運動環境の工夫や，放課後及び休日における運動やスポーツの実践を推進するとともに，学校，家庭及び地域が一体となった体力の向上を図ります。

➤運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が顕著であり，特に，中学生女子に対する運動部活動への参加率を高める支援や，運動習慣を見直す指導の充実を図ります。

➤児童生徒の運動やスポーツに対する関心・意欲を高め，体力向上への取組を奨励するために，運動やスポーツの習慣化を図っている児童生徒を表彰するなどの取組を推進します。

➤スポーツドクターやアスレティックトレーナー等による研修会等を通じて，運動やスポーツによる傷害の予防を図り，学校における体育活動の安全性を高めていきます。

➤障害のある児童生徒が，一人一人の体育・保健体育科の目標を達成できるよう，障害による困難を主体的に改善・克服する自立活動や，障害の状態や特性に応じた指導方法等に関する教員の指導力の向上を図ります。

*注5 小学校体育専科教員：小学校における体育を専門的に担当する教員（中・高等学校の免許を有する教員）。

イ 学校

➤小・中・義務教育・中等教育・高等学校・特別支援学校においては、子供が運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、指導内容の体系化や体力の向上を重視し、保健に関する分野との一層の関連を図った体育に関する分野の授業を展開することが期待されます。

➤体育・保健体育科の授業を充実させるためには、体育専科教員や地域の人的・物的資源等を活用した授業の展開を工夫することで、教員の指導技術の向上が期待されます。また、本県が提供する学校体育指導資料や映像資料を積極的に活用することが望まれます。

➤望ましい運動習慣の確立のためには、体育・保健体育科の授業の充実はもとより本県が推奨する「スポーツチャレンジ」*注6等の活用により、児童生徒の運動やスポーツへの意欲や関心を高めながら、運動習慣を形成したり体力の向上を図ったりすることが期待されます。

➤小学校では、運動時間を確保する取組として、中休みや昼休みの活用や日課表を工夫するなど、運動する環境の整備等が望まれます。中学校では、健康と関連付けて定期的に体を動かすことの大切さの指導や運動部活動への参加を推奨することが望まれます。高等学校では、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現させる資質や能力を育成する観点から、生徒が主体的に運営する体育的行事の実践や地域と連携した活動への参加が期待されます。

➤各学校においては、「体力づくり推進委員会」を開催し、体力テストの結果を活用し、児童生徒の体力の現状と課題を明確にした上で「体力アップ推進プラン」を策定し、その実践を通して、児童生徒の体力の向上に取り組むことが望まれます。

➤学校医や養護教諭等との連携をさらに密にして、児童生徒が安全に運動やスポーツをすることができる環境の整備が期待されます。

➤特別支援学校においては、障害のある児童生徒が、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを送るための資質・能力を育成することが期待されます。

*注6 スポーツチャレンジ：全身運動を伴う縄跳びなどの11種目の記録を、インターネット上のコンテンツを活用して、学校やグループ間で競い合うことにより、ゲーム感覚で体力の向上や運動の習慣化を推進する取組である。

② 運動部活動の適正化

ア 県

➤全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、「茨城県運動部活動の運営方針」に基づいた運動部活動の適正化を図ります。

➤生徒のスポーツ環境の充実を図るため、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を支援します。

➤生徒の運動機会を創出する機会を拡大することができるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動や、競技志向ではなくレクリエーション志向で行う活動の実施などの、新たな運動部活動の構築を図る取組を支援します。

➤少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進します。

➤指導者に対しては、スポーツ医・科学的な根拠に基づくトレーニングに関わる指導方法や、コミュニケーション、スポーツ心理、スポーツ生理及びスポーツ栄養等、新しい知見に基づく運動部活動指導に関する研修会等を開催し、指導力の向上を図ります。

➤運動部活動の指導体制の充実を図るため、スポーツ指導に関わる専門性を有し、教員と連携して運動部活動を支え、大会引率や単独で指導することが可能な部活動指導員の配置を促進します。

イ 学校

➤運動部活動は、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていくことが望まれます。

➤指導に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月、文部科学省）や、学校体育指導資料「望ましい運動部活動の在り方（四訂版）」（平成 31 年 3 月、教育庁保健体育課）等を参考とし、教員と児童生徒が協働して適切な部活動運営を図ることが望まれます。

➤複数の運動部に所属することを認めるなど、柔軟な運営・指導体制の構築に努めるとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなどバランスのとれた生活や成長に配慮することが望まれます。

➤少子化による部員減少、専門的な指導の充実及び生徒や保護者のニーズに対応するため、複数校の運動部を統合した拠点校部活動等の合同部活動を創設することが望まれます。

➤特別支援学校においては、障害のある児童生徒が主体的・意欲的に取り組める競技を通して、心身の健康の保持増進や集団活動に必要な態度の育成を促すことが望まれます。

③ 幼児期における運動遊びの充実

ア 県

➤平成 24 年度に策定された「幼児期の運動指針」*注7に基づく幼児期の運動の在り方についての実技講習会を開催するとともに、幼児期における身体活動の現状や課題、運動の意義などについて研修できる体制を整備します。

➤実践研究等を通して、幼児が楽しく体を動かして遊ぶ中で、多様な動きを獲得していく手立てや体力・運動能力の向上が図られた実践事例について、情報を提供します。

➤平成 22 年度に策定された「アクティブ・チャイルド・プログラム」*注8に基づく幼児期の運動遊びプログラムを実技講習会において普及するとともに、その指導に関する情報を指導者や保護者に提供します。

イ 園

➤運動指針を具現化するために、発達の段階を考慮した具体的な活動や教材の研究を推進できるよう、園内の研修体制を整えることが望まれます。

*注7 幼児期の運動指針：運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指し、幼児期の運動の在り方について示したもの。(平成 24 年 3 月 文部科学省 幼児期運動指針策定委員会)

*注8 アクティブ・チャイルド・プログラム：平成 22 年度に文部科学省が日体協に委託し作成した、子供が発達段階に応じて身に付けておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し、高めるための運動プログラム。

➤小学校入学後に、運動やスポーツを楽しむための基礎を培うことを目指した指導・援助の工夫が望まれます。

➤放課後の子供教室等での多様な運動を体験する機会の提供や、保護者への啓発活動を促進し、幼児期の運動経験の充実を図ることが望まれます。

④ スポーツを通じた共生社会の実現に向けた指導の充実

ア 県

➤体育・保健体育科の学習指導要領の改訂において、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢に関わらず、スポーツの多様な楽しみ方を実践できるよう、指導内容の改善を図ることが求められているので、具現化を図る方策を講じます。

➤一人一人の困難さに応じた指導内容や指導方法を習得するための研修会を実施するとともに、障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員の指導力の向上を図ります。

イ 学校

➤児童生徒の障害に起因する困難さに応じて、複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることが望まれます。

➤一人一人の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法については、学校や地域の実情に応じて適切に設定することが望まれます。

➤児童生徒の障害の程度を、保護者や専門医等と連携を密にしながら的確に把握し、児童生徒の健康・安全の確保に十分留意するとともに、個別の課題設定をして生活上の困難を克服するための学習に配慮することが望まれます。

➤学習形態や学習内容を検討し、障害の有無に関わらず、参加可能な学習の機会を設けたりするなどの児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮することが望まれます。

➤スポーツを通じた共生社会の実現に向けた指導の充実を図るために、障害の程度や特性に関わらず、児童生徒が全国障害者スポーツ大会等で実施されている種目などの障害者スポーツを体験することが望まれます。

2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) 現状と課題

① 幼児期、児童期における運動やスポーツ活動について

幼児期や児童期においては、興味や生活経験に応じた遊びの中で体を動かす楽しさや心地よさを実感できることが大切であり、幼児や児童が自発的に体を動かして、多様な動きを身に付けることができる環境を充実させる必要があります。

また、幼児期、児童期における豊富な運動遊び*注9の経験の有無は、その後の青年期以降への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成等に大きな影響を及ぼすことから、家庭や地域と連携を図り、幼児期、児童期から運動遊びに親しむ取組を推進していくことが課題となります。

そこで、地域においては、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）*注10やスポーツ少年団等との連携を図り、幼児や児童が仲間と一緒に安全で安心して運動遊びやスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。

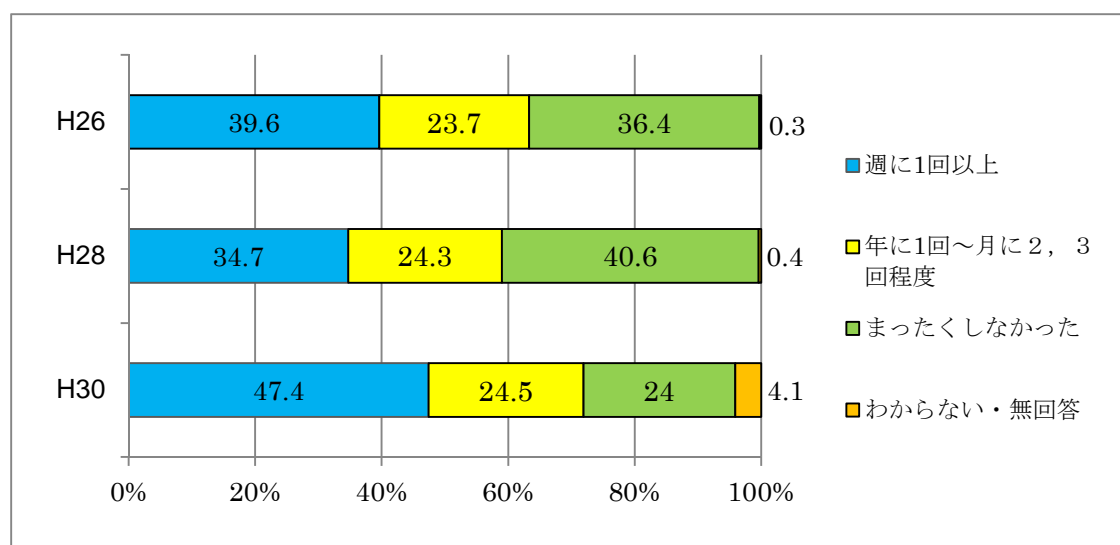
② 成人における運動やスポーツ活動について

2年おきに調査が実施されている県政世論調査によると、本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率の値は、平成26年度から平成30年度までに約8ポイント増加しています。実施率の向上は見られるものの、計画に掲げられた目標値の60%には到達していないことから、成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上を目指した更なる取組が必要となります。スポーツ実施率を向上するには、1年間に運動やスポーツをまったく行っていない人の割合を減らしていくことが今後の課題となります。

*注9 運動遊び：主に体を使った遊びのことで、かくれんぼや鬼ごっこ、ボール遊びなども、一般的に運動遊びと呼ばれている。運動遊びは、子どもが健康かつ快適に生きていくためにとても大切な役割を持っている。

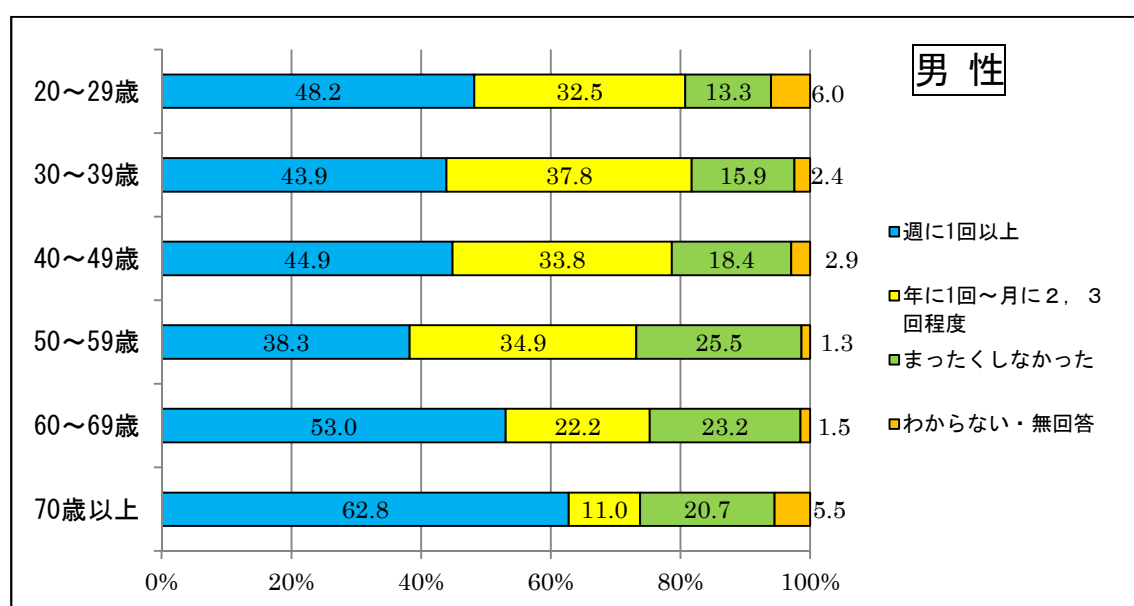
*注10 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛する人々が（多目的）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

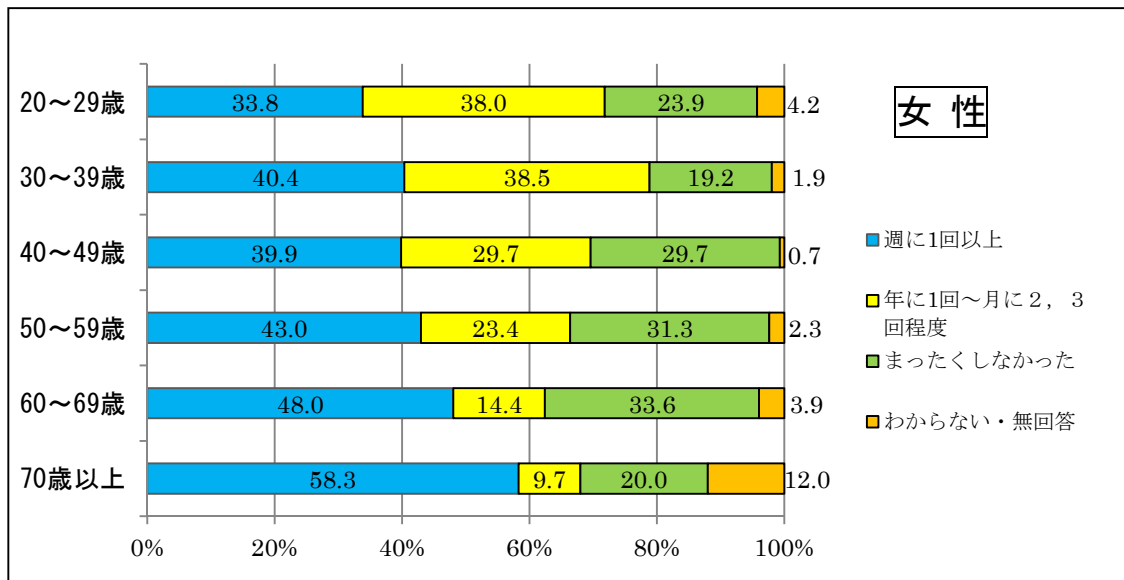
○成人のスポーツ実施率



さらに、平成30年度の値を性別、年齢別に見ると、すべての年代で、1年間に1回以上スポーツを実施している割合が60%を超えています。しかし、週1回以上のスポーツ実施率では、ほとんどの年代が60%未満であり、性別を見ると男性より女性の方が低くなっています。また、ビジネスパーソンや子育て世代と言われる年代の実施率も低くなっています。このことから、女性を含めた、ビジネスパーソンや子育て世代の運動やスポーツへの参加を促進するためにも、ニーズにあったスポーツ活動機会の確保が必要です。

○運動やスポーツの実施状況（年齢別・性別）





図表2 資料の出典：平成30年度県政世論調査

③ 高齢者、障害者における運動やスポーツ活動について

高齢者の週1回以上の運動やスポーツの実施状況を見ると、60歳以上の男女ともに、全体の実施率を上回っている状況であります。しかし、全くスポーツを行っていない割合も高いことから、運動やスポーツに親しむ人とそうでない人の二極化の傾向が見られます。高齢者については、運動やスポーツの実施の有無だけでなく、日常の身体活動についても詳細な実態把握に努めることが必要です。

障害者の運動やスポーツ活動への取組は、健康づくりはもとより、生きがいをづくりにも大いに役立つものです。県では、障害者がスポーツに親しむ機会をつくるため、障害の有無や程度にかかわらず、スポーツを楽しめる体験教室を県内各地で開催するほか、県障害者スポーツ大会の開催など、障害や障害者スポーツについての理解促進を図っています。今後も引き続き、市町村や各関係団体と連携し、スポーツ活動の機会の充実や障害者スポーツについての理解促進を図る必要があります。

(2) 目標

- 幼児期、児童期における、地域での運動遊びやスポーツ活動の推進
- 成人のスポーツ活動の推進
 - ・週1回以上のスポーツ実施率65%程度
 - ・1年間に運動やスポーツをまったく行わなかった人の割合20%程度
- 高齢者のスポーツを通じた健康の保持・増進及び高齢者が自ら取り組むスポーツ活動の支援
- 障害の有無や程度に関わらず誰もが参加しやすく楽しむことのできるスポーツ活動の推進
- スポーツ観戦やスポーツボランティアの推進

(3) 施策

① ライフステージに応じてスポーツに親しむ参加機会の充実

ア 幼児期、児童期の子供が仲間と集える機会の充実

▶地域において子供がスポーツに親しむことができるよう、総合型クラブやスポーツ少年団等との連携を推進するとともに、子供が仲間と一緒にスポーツを楽しめる環境づくりを推進することで運動習慣づくりや運動経験の充実を図ります。

▶茨城国体や東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に高まりつつある子供たちのスポーツに対する興味・関心が、運動習慣づくりや運動経験の充実につながるよう市町村と連携し、スポーツを楽しめる環境づくりの推進を図ります。

▶幼児、児童を対象としたスポーツイベントやスポーツ教室についての情報収集や情報提供を行い、運動遊びやスポーツ活動への参加促進を図ります。

イ 女性のスポーツ実施率を高める参加機会の充実

▶県や市町村のスポーツ施設等を利用した女性のニーズや意欲にあった、スポーツイベントやスポーツ教室等の機会の提供、総合型クラブ等との連携による身近で気軽に参加できるスポーツ機会の充実を図ります。

▶女性のスポーツ指導者や女性の視点に立ったスポーツ指導を行うことができる指導者の育成を推進します。

ウ 高齢者が体力に応じて取り組むことができるスポーツ参加機会の充実

▶スポーツを通じた健康づくりや仲間づくりを進め、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進するため、県内の高齢者が一堂に会する「いばらきねんりんスポーツ大会」*注11の開催や、全国大会である「全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）」*注12への選手団派遣を行います。

*注11 いばらきねんりんスポーツ大会：高齢者に適したスポーツを通じて健康の保持増進を図るとともに、地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の推進に寄与することを目的に開催されている大会。

*注12 全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）：スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる昭和63年から毎年開催されている大会。

➤高齢者の年齢や性別，体力に関係なく，誰でも健康づくりに気軽に取り組める ニュースポーツ*注 13 の普及のため，体験教室の開催や用具の貸出，指導者の養成など，ニュースポーツに取り組める環境の整備に努めます。

エ 障害者がスポーツ活動に親しめる参加機会の充実

➤市町村や関係団体と連携し，障害者が各自の体力や障害の程度にあわせて，誰もが参加しやすく楽しむことができるスポーツ体験教室を開催し，スポーツ活動をする機会の充実を図ります。

オ 多世代で楽しく取り組めるスポーツ参加機会の充実

➤県や市町村のスポーツ施設等を利用して，子どもから大人まで，親子や家族(多世代)で楽しめるスポーツイベントやスポーツ教室等を開催し，スポーツ実施率の低い ビジネスパーソン*注 14 やスポーツ未実施者，スポーツが苦手な人等，誰もがスポーツに親しみやすい機会の充実を図ります。

➤県や市町村による，日常生活の中で身体を動かすことができる手軽なスポーツの紹介や，総合型クラブ等と情報を共有し，地域におけるスポーツイベントやスポーツ教室等の情報提供や発信に努めます。

② スポーツ参画人口の拡大

ア 「いきいき茨城ゆめ国体，ゆめ大会」開催種目を生かした地域スポーツの定着

➤「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」において，各市町村で開催した競技種目が，地域のシンボルスポーツとして定着し，地域スポーツの活性化につながるよう各市町村と連携してスポーツイベントやスポーツ教室の充実を図ります。

➤県や市町村が開催するスポーツイベントやスポーツ教室等において，「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」開催種目を取り入れ，多様なスポーツに触れる機会の創出を図ります。

*注 13 ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で，誰でも，どこでも，いつでも容易に楽しめることを目的に新しく考案されたスポーツ。

*注 14 ビジネスパーソン：ビジネスマン・ビジネスウーマンに代えて用いている，性差のない語。実業家。経営者。また，会社員。事務員。

イ スポーツ推進委員の活用

▶地域スポーツの推進役となるスポーツ推進委員が、スポーツのもつ楽しさや魅力、価値などを広める手段を身に付けることができるような研修会を充実させ、スポーツ推進委員と各市町村が協力しながらスポーツイベントやスポーツ教室を企画運営し、地域の誰もが気軽に参加できる地域スポーツの展開を働きかけます。

▶地域スポーツの推進役となるスポーツ推進委員と県、市町村が連携を深めるとともに、各地区のスポーツ推進委員研修会や市町村訪問等を通して、各市町村のスポーツ推進委員の活動状況についての情報を収集し、地域のスポーツイベントやスポーツ教室の質的充実を図ります。

ウ スポーツボランティアの参加促進

▶「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」、「東京オリンピック・パラリンピック大会」の開催を契機として、各市町村と連携を図りながら、県広報誌や県広域スポーツセンターホームページ、報道機関等を活用し、スポーツボランティア活動への参加促進を図ります。

エ みるスポーツの充実に向けた連携とスポーツ観戦機会の創出

▶県や市町村が、本県を拠点とするプロスポーツ団体やスポーツ大会等に関する情報提供を行い、県民がスポーツを「みる」ことで、スポーツに親しむ機会の創出に努めます。

▶本県を拠点とするプロスポーツ団体等が行っている地域貢献としての県内各地での大会やイベントの開催を進め、プロスポーツ団体と連携した地域スポーツの推進と地域活性化を図ります。

3 国内外で活躍する本県選手の強化と次世代を担う選手の発掘・育成

(1) 現状と課題

① 国民体育大会及び国際大会等について

スポーツは、テレビや新聞等のメディアを通じて盛んに取り上げられ、世界共通の文化として、人々の生活に浸透しつつあります。また、「みる」楽しさを味わえることから、オリンピックや国際大会等で活躍するスポーツ選手への関心と期待は、ますます高まっています。

オリンピックや国民体育大会（以下「国体」という。）等、国内外トップレベルの大会における本県選手*注10の活躍は、多くの県民に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの関心や意欲を高め、郷土への誇りと一体感を生み出す等、活力に満ちた社会の形成に大きく寄与するものであります。

また、トップレベルの選手の技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域スポーツに還元することは、本県スポーツ界の競技力向上と裾野の拡大につながるのと同時に、スポーツ界全体の活性化につながるものであります。

本県では、令和元年開催の「茨城国体」における天皇杯*注11（男女総合優）・皇后杯*注12（女子総合優勝）獲得を目指し、平成24年度から「元気いばらき選手育成強化事業」として、計画的に選手強化に取り組んできました。その結果、強化を始めた平成24年度の天皇杯順位33位から徐々に順位を上げ、茨城国体においては悲願の天皇杯・皇后杯を獲得しました。

国体における本県の、過去10年間の天皇杯順位の平均は24.6位です。今後は、茨城国体のレガシー（遺産）を生かし、茨城国体の成果が一過性のものにならないよう、これまで高めてきた競技力を維持・向上させるため、計画の見直しや、人員・予算の確保等が大きな課題となります。

また、茨城国体と同年開催の「全国障害者スポーツ大会」*注13においては、残念ながら台風の影響により中止となりましたが、今後も、競技者の支援や指導者の育成を推進し、本県における障害者スポーツの裾野を広げていくことが重要です。

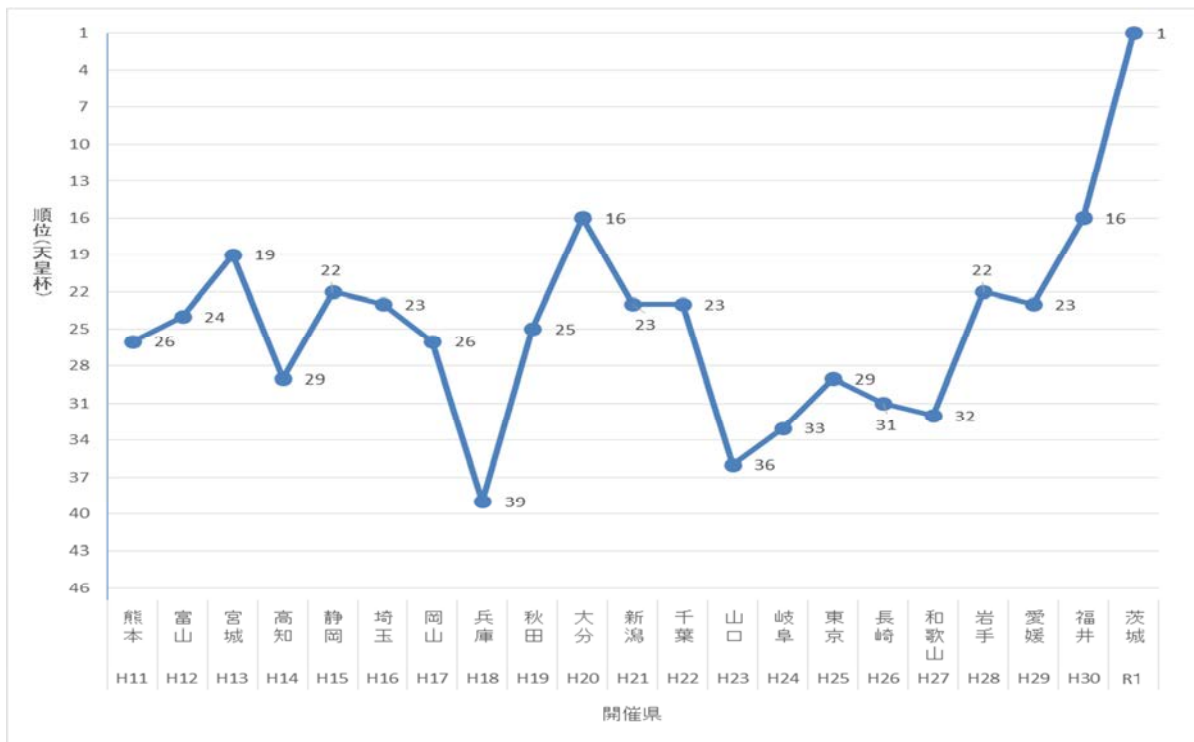
*注10 本県選手：本県に在住又は本県の学校に在籍があった選手。

*注11 天皇杯：国民体育大会の男女総合成績第1位の都道府県に与えられる。

*注12 皇后杯：国民体育大会の女子総合成績第1位の都道府県に与えられる。

*注13 全国障害者スポーツ大会：1965年から身体障害のある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と1992年から知的障害のある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001年から国体終了後に、同じ開催地で行われている。大会の目的は、パラリンピック等の競技スポーツとは異なり、障害のある人々の社会参加の推進や、国民の障害のある人々に対する理解を深めることにある。

○天皇杯・本県順位の推移



本県選手の活躍を、全国大会優勝数で見ると、年間延べ優勝人数の平均値が約120名となっています。全国大会等の優勝数は、国体の成績に大きく影響してきます。

今後、茨城国体の開催を契機として、全国大会をはじめ、国際大会等でも活躍できる本県選手の育成・強化を図り、より高い水準への競技力向上が求められます。

○全国大会優勝者延べ人数の推移※教育庁学校教育部保健体育課調べより（年は1月～12月で集計）

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
個人	105	102	120	127	79	102	123
団体	11	14	13	23	14	8	11
計	116	116	133	150	93	110	134

② 成年・少年及びジュニア選手について

本県では、有望な小・中学生の県外進学がみられるとともに、優秀な大学生の県内への受入れが難しいという現状にあります。小・中学校を卒業した後も県内の高等学校やクラブチーム等で競技を続け、専門的かつ組織的な指導が受けられるよう、学校や競技団体等と連携しながら、環境整備を推進していく必要があります。また、成年選手の雇用推進や県内で競技スポーツが継続できるよう、企業チームやクラブチーム等の活動支援が必要です。

③ 競技力向上を目指した、スポーツ指導者について

本県のスポーツ指導者は増加傾向にあります。茨城国体の開催を契機として、より高い指導技術を要する日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格の取得、最先端の指導方法やスポーツ医・科学等の情報収集に努める等、幅広い指導力が求められています。特に本県としては、茨城国体後の指導者養成を重要な課題として捉え、取り組んでいくことが必要です。また、指導者においてはコンプライアンスの徹底や、スポーツ団体のガバナンス強化等も重要です。

④ 障害者スポーツについて

第19回全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業として、正式競技を対象とした強化指定選手の指定を行うとともに、強化指定選手を対象とした練習会や記録会を開催し、競技力向上を図ってきました。

今後も、全国障害者スポーツ大会の予選会の位置づけとなる県大会の開催や、障害者団体が主催するスポーツ大会への参加促進を通じ、障害者スポーツの推進を図る必要があります。また、大学において障害者スポーツ指導者の育成や選手の発掘・強化に関する研究を行うとともに、障害者スポーツの拠点形成を図るなど、障害者スポーツの普及・定着を進める必要があります。

障害者スポーツを科学的な観点で学んだ方々が、本県だけでなく全国の指導者となって活躍し、その方々の指導によって、障害者が安全な環境で、存分に力を発揮してスポーツに親しめるようになる等、障害者スポーツの着実な普及定着が図られる必要があります。

(2) 目標

- 国民体育大会における天皇杯順位 10 位台の維持
- 全国大会の年間延べ優勝数を 30%増加（平成 29 年比）
- 全国障害者スポーツ大会を通じたスポーツ機会の創出

(3) 施策

① 競技力向上対策の推進

ア 本県の競技特性や各競技団体の体制に応じた、競技力強化の支援

➤国体をはじめとする全国大会等で活躍する選手を育成・強化するため、公益財団法人茨城県体育協会（以下「県体育協会」という。）及び競技団体と連携し、各競技の競技力を分析・評価し、競技団体の実態に応じた支援をします。

➤全国大会等で活躍できる競技力の高い成年選手を確保するために、県内企業での雇用が促進されるよう支援をします。

➤茨城国体のレガシー（遺産）を継承し、さらに各競技団体組織の充実を図るとともに、競技団体の計画する競技力向上に向けた取組が、効果的に実施できるよう支援をします。

イ 次世代アスリートを発掘・育成する体制構築の支援

➤未来のトップアスリートの発掘・育成を図るため、いばらきスポーツアカデミー事業*注14の再実施など、ジュニア層の選手強化を推進します。

➤ジュニア層を主な対象として、オリンピック出場選手や茨城国体出場選手等を活用した出前講座や体験教室等を実施し、選手の発掘及び育成に努めます。

➤ジュニア選手の強化については、高い競技力や特色のある取り組みをする高校の運動部等を対象に強化拠点校を設け、優秀な指導者を招へいしたり、強豪校との試合等を行ったりすることにより、団体及び個人の競技力向上を図り、国体や全国大会等で活躍できる選手育成を推進します。

➤県内大学等との連携により、身体能力開発プログラム*注15、知的能力開発プログラム*注16及び食育プログラム*注17等を活用し、次世代アスリートの発掘と競技力向上を図ります。

*注14 茨城国体へ向け、将来が有望視される子どもを選手として発掘するとともに、それらの選手を計画的に育成・強化し、本県選手の競技力の向上を図ることを目的として実施された事業。

*注15 身体能力開発プログラム：走・跳・投の基本的な運動能力を科学的な見地から指導・能力開発を図るとともに、体幹トレーニング等により、体を巧みに動かす能力・状況判断能力・バランス能力等の向上を図るためのプログラム。

*注16 知的能力開発プログラム：トップアスリートとして、諸大会に参加する際に自己の能力を最大限に発揮できるようにするため、コミュニケーション能力等を身に付けるためのプログラム。

*注17 食育プログラム：コンディションの調整やトレーニング効果を高めるための栄養管理の方法等を学ぶプログラム。

ウ スポーツ医・科学を活用した選手強化の支援

➤県内大学等を中心としたサポートチームを編成し、動作・戦力分析及びスポーツドクター等によるメディカルサポート等を効果的に活用することにより、戦略的強化を図ります。

➤スポーツ医・科学分野の専門家と学校や競技団体、地域の指導者が連携・協力し、スポーツ医・科学の研究成果を指導に活用できる体制の充実を図ります。

➤県体育協会のスポーツ医・科学委員会を最大限に活用し、スポーツドクターやトレーナー派遣、メディカルやフィジカルチェック等の実施など、サポート体制の構築を図ります。

エ 競技力向上を目的とした指導者の養成及び資質向上の支援

➤指導者の資質向上を図るため、講習会や研修会等を通して指導者を養成し、各競技団体の指導体制の充実を図ります。

➤茨城国体へ向けて取り組んできた事業や成果を生かし、本県出身やゆかりのある選手が、将来、本県の指導者として活躍できる指導者育成スタイルの確立に努めます。

➤女性指導者の育成をはじめ、女性アスリート特有の疾患や、障害などに対する研修会等を実施し、指導者の育成を推進します。

➤全国から専門的な知識や技能と豊富な経験をもった優秀な指導者を招へいし、指導者の資質向上を図ります。

② 障害者スポーツの推進

ア 障害者スポーツ大会の開催や各種スポーツ大会への参加促進

➤全国障害者スポーツ大会への派遣選手選考会となる県障害者スポーツ大会の開催や、各スポーツ団体や障害者団体が主催するスポーツ大会への参加促進や後援などを通じ、選手の発掘、育成に努めます。

イ 障害者スポーツの普及・定着

➤大学において障害者スポーツの指導者の育成や選手発掘・強化に関する研究を行うとともに、障害者スポーツの拠点形成を図るなど、障害者スポーツの普及・定着を図ります。

4 多様なスポーツ活動を実現する環境づくりの推進

(1) 現状と課題

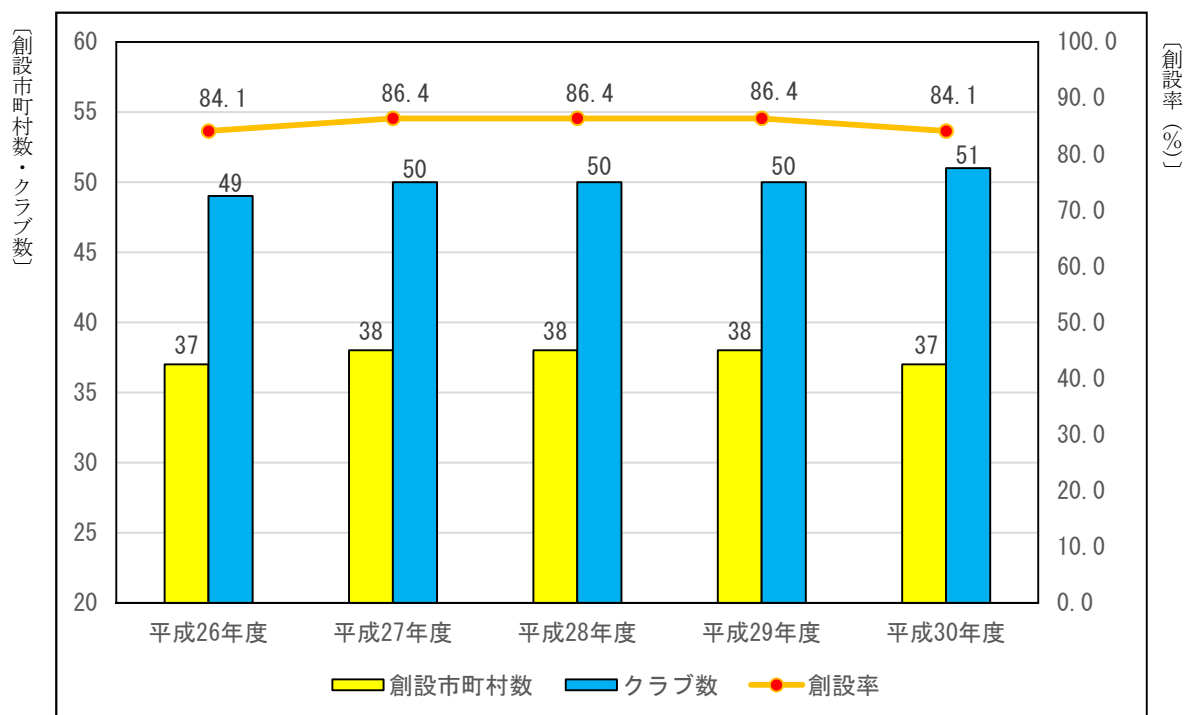
① 総合型地域スポーツクラブについて

地域における住民のスポーツ機会の充実には、運動やスポーツを行う環境の整備が重要です。国の第2期スポーツ基本計画では、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、総合型クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進するとしています。

本県における総合型クラブの創設状況は、平成31年3月現在、37市町村51クラブが創設され、創設率は84.1%となっています。各総合型クラブの活動状況は、会員数やスポーツ教室数の増加を図り、活発に活動している総合型クラブがある一方、総合型クラブ役員、指導者等の高齢化、会員数の減少に伴う運営費の削減等により、運営が厳しい総合型クラブがでてきているのが現状です。

今後は、未創設市町村への総合型クラブの創設を進めていくとともに、総合型クラブの存続、発展を支援していくことが課題となります。

○県内の総合型クラブの創設状況

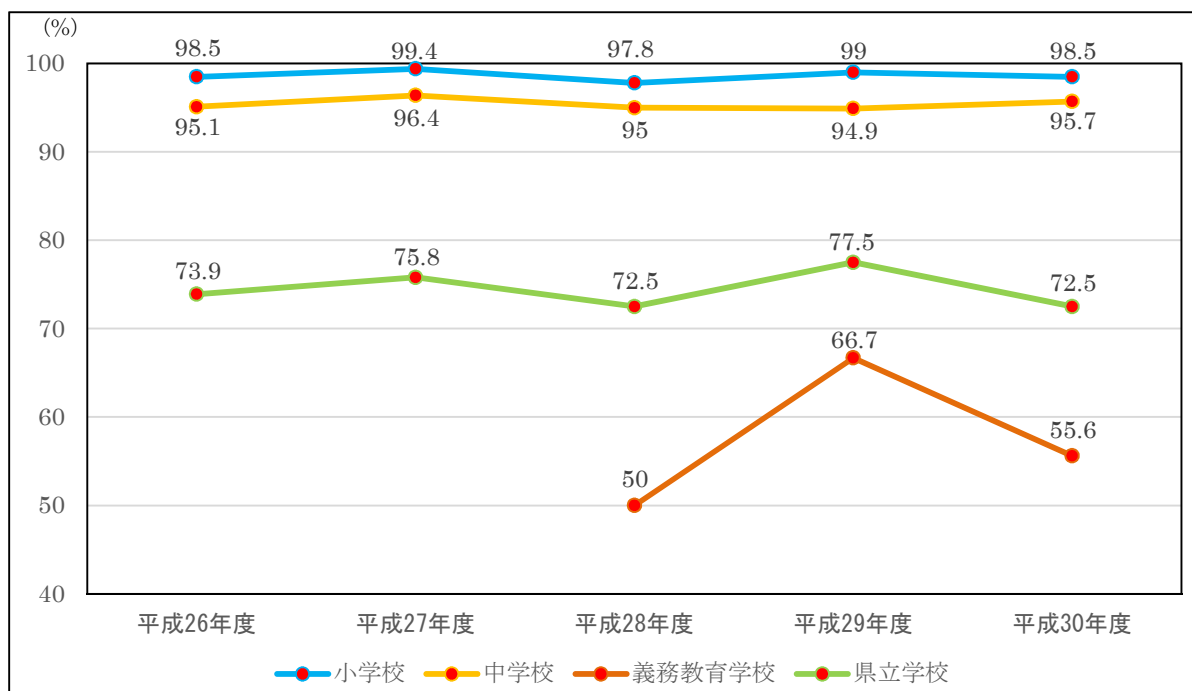


② 学校体育施設開放事業について

本県では、県民のスポーツ活動の推進を目的として、学校体育施設開放事業を行っています。公立小・中学校における体育施設の開放率は、高い割合で維持されています。一方、県立学校開放率は、定時制や運動部活動等との関連もあり、小・中学校に比べ、低い割合となっています。しかし、施設利用者数が増加していること

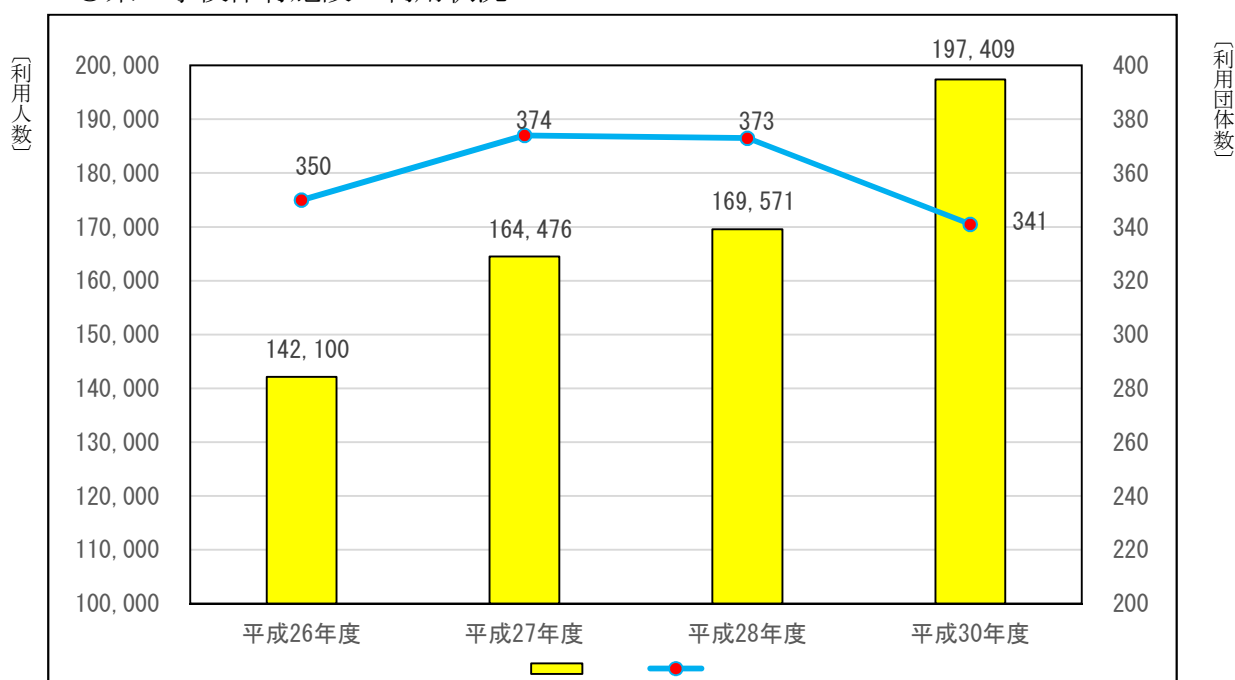
から、県民のニーズに応えられるよう、県立学校開放校数の増加を図っていくことが課題となります。

○学校体育施設の開放状況



※県立学校：中等教育学校，高等学校，特別支援学校
 ※義務教育学校は平成28年度より創設

○県立学校体育施設の利用状況



※平成29年度の調査では、利用人数、利用団体数について未調査

③ スポーツ指導者等の養成と活用について

地域スポーツを推進する上で、専門性の高い優秀な指導者の確保は、重要な要件の一つとなります。総合型クラブにおいても、スポーツ指導者等の人材不足を課題に挙げる総合型クラブが多数見られます。県では、生涯スポーツ指導員養成講習会等*注11を実施し、スポーツ指導者の養成とともに資質の向上を図っています。また、指導者の活用に関しては、茨城県スポーツリーダーバンク*注12を設けて、市町村から推薦を受けた生涯スポーツ指導員と各競技団体から推薦を受けた指導者を登録していますが、十分に機能していないのが現状です。今後は、生涯スポーツ指導員養成講習会等の日程や講義内容の工夫・改善、各市町村生涯スポーツ主管課との連携・協力体制を強化することが課題となります。

また、障害者がスポーツに取り組むためには、指導者の育成などスポーツに取り組みやすい環境を整える必要があります。そのため、県では公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する「障がい者スポーツ指導員」*注13を養成する講習会を開催し、指導者数の拡大を図っています。

さらには、第19回全国障害者スポーツ大会茨城大会（以下「大会」という。）を見据え、競技会場のバリアフリー対応や競技役員の育成、各種ボランティアの養成を行い、障害者がスポーツに取り組みやすい環境の充実に図られました。大会開催後も、大会に携わり障害や障害者スポーツへの理解を深めた役員やボランティアが、大会後も障害者スポーツに関わりを持つことで、障害者スポーツの普及につながるものと考えております。

このような取組を通して今後も、指導者養成や障害者スポーツに対する理解促進を図る必要があります。

*注11 生涯スポーツ指導員養成講習会等：茨城県生涯スポーツ指導員養成講習会兼茨城県スポーツリーダーバンク登録指導者講習会の略。県民の健康で豊かな生活の実現に向けた取組のリーダーになる人物を育成するために、毎年7月に開催される県主催の講習会。

*注12 茨城県スポーツリーダーバンク：県民のスポーツ・レクリエーション活動の普及、発展を目的に、県内のスポーツ・レクリエーション指導者を登録する人材バンク。

*注13 障がい者スポーツ指導員：障害者スポーツの振興を図り、その健康の保持増進に寄与するために、障害者のスポーツ指導について専門的な知識と技能を身に付けた指導者。公益財団法人日本障がい者スポーツ協会または地方公共団体などが開催する指導員養成講習会を受講することで資格が取得できる。

(2) 目標

- 総合型地域スポーツクラブの量的・質的充実
- 誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の確保
- 地域スポーツをサポートする人材や指導者の育成
- 障害者のスポーツ環境の充実

(3) 施策

① スポーツ環境の充実

ア 総合型地域スポーツクラブの量的・質的充実を目指した支援

➤県教育委員会ホームページ等を活用して広報活動を行い、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の認知度向上を図るとともに、総合型クラブ運営について模範となるような事例をホームページ等に掲載し、情報共有できるようにします。

➤県、県総合型クラブ協議会、市町村が連携し、地域の実態を把握しながら地域スポーツの拠点となる総合型クラブの創設を推進します。

➤総合型クラブの助成事業であるスポーツ振興くじ助成やその他団体の助成等が円滑に活用できるように支援します。

イ 安心安全な公共スポーツ施設の整備と維持管理

➤既存施設の有効活用を促進するとともに、性別、年齢及び障害の有無等の特性にも配慮し、スポーツ施設の利用しやすさの向上に努めます。

➤施設の長寿命化と集約化、複合化等を推進し県営スポーツ施設の有効活用を図ります。

ウ 学校体育施設活用の促進

➤市町村や県立学校と連携して県内学校施設の開放状況や活用方法について情報を収集し、共用できるようにします。

➤県教育委員会ホームページを活用して県立学校体育施設の開放状況や開放事業に関する情報提供を行い、学校体育施設の開放促進に努めます。

➤新規の利用希望団体を積極的に受け入れ、多くの地域住民が利用できる学校体育施設開放事業の効率的な運営と活用を推進します。

エ 地域スポーツと大学等の連携

▶県内の大学と県,市町村が連携を図り,スポーツに関わる人材(教員,学生),スポーツ施設及びスポーツ医・科学研究,スポーツ用品・用具に関する技術等の専門的な知見を活用して,地域スポーツの活性化を促進します。

② 指導者の養成とスポーツボランティアの育成

ア 質の高いスポーツ指導者の養成

▶生涯スポーツに関する最新の知識や技術,情報を有する有識者を講師として,「県生涯スポーツ指導員養成講習会」や市町村での研修会を開催し,地域スポーツの中核として活躍できる人材の育成を図ります。

▶県生涯スポーツ指導員に関する情報を各市町村と共有し,スポーツイベントやスポーツ教室等において,指導者の活用が図られるように努めます。

イ スポーツ推進委員の資質向上

▶県スポーツ推進委員協議会*注14と県,市町村が連携を図り,県や各地区の研修会を通して,スポーツ推進委員*注15の資質向上に努めます。また,全国や関東スポーツ推進委員研究大会に参加し,生涯スポーツとスポーツ推進委員の在り方等について研修を深めます。

ウ スポーツリーダーバンク制度の有効活用

▶県生涯スポーツ指導員*注16及び各競技団体の指導者にスポーツリーダーバンクへの積極的な登録を呼びかけ,制度の充実を図ります。また,スポーツリーダーバンクの情報を県教育委員会ホームページに掲載するとともに市町村や学校等に広報し,多くの団体が活用しやすい環境を整え,県民のスポーツニーズに応じた指導者の派遣に努めます。

*注14 県スポーツ推進委員協議会:市町村から委嘱されたスポーツ推進委員によって組織された協議会。

*注15 スポーツ推進委員:当該市町村のスポーツ推進のために,スポーツ推進事業の実施に係わる連絡調整,住民に対するスポーツの実技指導,その他スポーツに関する指導,助言等を行う。

*注16 県生涯スポーツ指導員:茨城県生涯スポーツ指導員養成講習会を修了し,県教育委員会より認定された指導者で,地域スポーツ事業の企画・立案や地域スポーツクラブの運営等に関する指導,助言を任務とする。

エ スポーツボランティアの育成

➤「県生涯スポーツ指導員養成講習会」の中に、スポーツボランティア^{*注 17}の育成や活用に関する研修を取り入れることで、指導員が市町村においてスポーツボランティアの育成等に関わることができるよう講習会の充実を図ります。

➤県や市町村が学校や大学と連携し、若者がスポーツボランティアを体験することができる機会を設け、次世代のスポーツボランティア人材の育成を図ります。

③ 障害者のスポーツ環境の整備

ア 「障がい者スポーツ指導員」の養成

➤公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する「障がい者スポーツ指導員養成講習会」^{*注 18}を開催し、障害の特性に応じて適切な対応ができ、スポーツ大会の役員やスポーツ体験教室の指導者として活動できる人材の養成に努めます。

イ 障害者スポーツボランティアの育成

➤関係団体、福祉関係の大学や専門学校等と連携し、障害者スポーツ大会やスポーツ体験教室において多様な参加者が交流できる機会を提供し、ボランティアの育成に努めます。

ウ 障害者スポーツに関する理解促進と情報発信

➤市町村や関係団体と連携し、インターネット等を活用した障害者スポーツ大会の開催情報や障害者スポーツに関する情報を発信し、障害者スポーツに関する理解促進に努めます。

*注 17 スポーツボランティア：地域のスポーツ活動の現場から、大小さまざまなスポーツイベントの運営を支え、スポーツイベントを成功に導く人材。

*注 18 障がい者スポーツ指導員養成講習会：障害者のスポーツの普及と発展を目指し、障害者のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図るための講習会。

参考資料

- 1 第2期スポーツ基本計画のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 スポーツ基本計画 第1期と第2期の数値目標の比較・・・・・・・・ 38
- 3 第10回スポーツ審議会健康スポーツ部会配付資料・・・・・・・・ 39
- 4 県民のスポーツに関する状況調査（平成30年度調査：保健体育課）
 - 県内のスポーツ実施率・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - 県内のスポーツ観戦とボランティア等の割合・・・・・・・・ 42
 - 各市町村集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第2期スポーツ基本計画のポイント



スポーツ基本計画・・・スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(平成33)年度。



ポイント1

スポーツの価値を具現化し発信。
スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働。

～スポーツが変わる。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～

「人生」が変わる！

スポーツで人生を健康で生き生きとしたものにできる。

「社会」を変える！

共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

「世界」とつながる！

多様性を尊重する世界
持続可能で逆境に強い世界
クリーンでフェアな世界
に貢献できる。

2

スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

障害者のスポーツ実施率(週1)
19% ⇒ 40%

スポーツを通じた健康増進
女性の活躍促進

「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、
スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、
レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

スポーツ市場規模の拡大
5.5兆円 ⇒ 15兆円 (2025年)

スポーツツーリズムの関連消費額
2,204億円 ⇒ 3,800億円

戦略的な国際展開
100か国以上1,000万人以上にスポーツで貢献
2020年東京大会等の円滑な開催

など

ポイント3

障害者スポーツの振興やスポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の重点施策を盛り込む。

1

「する」「みる」「ささえる」 スポーツ参画人口の拡大

スポーツ実施率(週1)
42% ⇒ 65%

スポーツをする時間を
持ちたいと思う中学生
58% ⇒ 80%

スポーツに関わる人材の確保・育成

総合型地域スポーツクラブの
中間支援組織を整備 47都道府県

学校施設やオープンスペースの有効活用

大学スポーツアドミニストレーター
を配置 100大学

など

ポイント2

数値を含む成果指標を第1期計画に
比べ大幅に増加(8⇒20)。

3 国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピックにおいて
過去最高の金メダル数を獲得する等
優秀な成績を収められるよう支援

中長期の強化戦略に基づく支援
次世代アスリートの発掘・育成
スポーツ医・科学等による支援
ハイパフォーマンスセンター等の充実

4 クリーンでフェアな スポーツの推進

インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める

コンプライアンスの徹底
スポーツ団体のガバナンス強化
ドーピング防止

スポーツ基本計画 第1期と第2期の数値目標の比較 (参考:スポーツ推進審議会(第3回配付資料))

	第1期計画(8個)	第2期計画(案)(20個)
スポーツ実施率	<p>【政策目標】 できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。 健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。</p>	<p>【政策目標】 成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度(障害者は40%程度)、週3回以上が30%程度(障害者は20%程度)となることを目指す。 【施策目標】 成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目指す。</p>
子供の体力等	<p>【政策目標】 今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。</p>	<p>【施策目標】 自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う生徒を80%にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である生徒を半減(8%)することを目指す。 子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。</p>
総合型クラブ	<p>【施策目標】 各市区町村に少なくとも1つは総合型クラブが育成されることを目指す。 運営面や指導面において周辺の地域スポーツクラブを支えることができる総型クラブ(「拠点クラブ」)を広域市町村圏(全国300箇所程度)を目安として育成する。</p>	<p>【具体的施策】 総合型クラブの登録・認証等の制度を整備(47都道府県)。 中間支援組織を整備(47都道府県)。 PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加(70.0%)。 総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組を推進(25%程度)。</p>
メダル目標	<p>【政策目標】 夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得。 オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。 これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会(夏季大会17位(2008/北京)、冬季大会8位(2010/バンクーバー))以上をそれぞれ目標とする。</p>	<p>【政策目標】 JOC及びJPCの設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最多の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。</p>
大学スポーツ		<p>【具体的施策】 大学スポーツアドミニストレータを配する大学:100大学</p>
障害者スポーツ		<p>【施策目標】 障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度(若年層(7~19歳)は50%程度)とすることを目指す。 【具体的施策】 総合型クラブへの障害者の参加を促進(50%)。 障害者スポーツ指導者の養成を拡充する(3万人)。 「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の割合を半減させる(7%)。 障害者スポーツの直接観戦経験者(20%)</p>
スポーツビジネス		<p>【施策目標】 スポーツ市場規模5.5兆円を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。</p>
スポーツツーリズム		<p>【施策目標】 スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を250万人程度、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度、地域スポーツコミッションの設置数を170に拡大することを目指す。</p>
スポーツを通じた国際貢献		<p>【具体的施策】 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における役員数(35人)。 スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を100か国以上1,000万人以上に広げる。</p>
スポーツ・インテグリティ		<p>【具体的施策】 全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指す。</p>

スポーツ審議会健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！

＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要。

スポーツ審議会総会
において、
健康スポーツ部会
を設置
(2017年7月7日)

＜健康スポーツ部会：開催実績＞

- 第1回：2017年9月20日
- 第2回：2017年11月27日
- 第3回：2018年2月27日
- 第4回：2018年3月26日
- 第5回：2018年5月11日
- 第6回：2018年6月25日

(スポーツ実施率向上のための行動計画策定)

- 第7回：2018年10月2日
- 第8回：2019年2月12日
- 第9回：2019年3月28日
- 第10回：2019年6月10日

スポーツ実施率向上のための 行動計画 (2018年9月6日策定)

広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のため
の新たなアプローチや、即効性のある取組

【施策の対象】

※全体の他に、主な対象として、以下のとおり

- 子供・若者**
…スポーツの実施について二極化が課題である
- ビジネスパーソン**
…特にスポーツ実施率が低い
(20代～50代は全体平均を下回る)
- 高齢者**
…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
- 女性**
…男性と比較してスポーツ実施率が低い
- 障害者**
…スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

スポーツ実施率向上のための 中長期的な施策

新たな制度創設・制度改正も視野に入れた
中長期的な施策

【施策の対象】

※以下の4つの分野を柱として、とりまとめ

1. 地域におけるスポーツの環境づくり
2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進
3. 障害者スポーツの推進
4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進

今回策定する中長期的な施策

スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（案）〈概要〉

スポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや即効性のある取組をまとめた「スポーツ実施率向上のための行動計画」に続き、**新たな制度創設・制度改正を視野に入れた施策を「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」としてとりまとめる。**

【1. 地域におけるスポーツの環境づくり】

- (1) 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - 活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準とする登録・認証制度の整備
 - 中間支援組織の整備、総合型クラブの質的充実
 - 登録・認証を受けた総合型クラブの活用、地域課題解決に向けた取組への支援、広報活動の推進
- (2) スポーツ推進委員の活用の促進
 - スポーツ推進委員の資質向上を目的とした、リーダー養成講習会等の研修の内容の充実を検討
 - 知名度向上策、地方自治体から関係機関への優れた人材発掘のための働きかけ
 - 地方自治体におけるスポーツ部局以外の健康部局、障害福祉部局等との連携の促進
- (3) スポーツをしやすいまちづくり（スポーツをする場の確保）
 - 学校体育施設の有効活用に関する手引きの策定
 - 公共の場をスポーツ実施の場にするについて、関係機関と協議
 - スポーツイベントや指導者も含む形でのマッチングシステムの構築
 - 施設整備への支援に当たり、地方自治体の計画策定や施設情報のオープン化等の要件化を検討

【2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進】

- (1) 医療機関等との連携の促進
 - 医療機関等の関係者に対するスポーツ教室等に係る情報提供の一層の促進・見える化
 - 運動処方等の情報を踏まえ、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みや危機管理体制の構築
- (2) スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築
 - 「スポーツ実施率向上のための行動計画」のキャッチフレーズである「スポーツ・イン・ライフ」のロゴの活用の促進
 - 2020年東京大会等の開催に向けた機運の高まりを活用し、スポーツ庁が主導する官民連携による事業推進体制の構築
- (3) 企業における従業員のスポーツ実施の促進
 - THP（トータルヘルスプロモーションプラン）指針の改正に合わせて、厚生労働省と連携しつつ、従業員が運動・スポーツをしやすい環境整備を事業者に進め
 - 企業における取組の促進のため、インセンティブの在り方について検討

【3. 障害者スポーツの推進】

- 特別支援学校の学校開放の推進等を含め、障害のある児童生徒が卒業後も学校の体育施設を利用できるよう、施設整備の在り方の普及啓発
- 外部指導者の活用や教材の整備等を含めた障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備、学校における障害者スポーツ用具の整備の在り方の検討
- 地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデルの確立、障害者スポーツの普及に取り組んでいる施設の見える化による障害者スポーツ普及拠点の形成
- 地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートする人材を育成し、障害者スポーツに関する情報共有と振興体制の強化
- 無理なく実施可能な室内で気軽にできる運動・レクリエーションプログラムの開発や、医療機関・リハビリ機関との連携等による重度障害者・中途障害者のスポーツ実施環境の改善
- スポーツイベントにおいて、障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法について好事例を収集し、周知

【4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進】

- (1) 地方自治体における現状の「見える化」
 - 国が調査票のひな形（調査項目等）を作成し、簡易な方法での調査を可能とした上で、これらの調査結果を蓄積し、スポーツ庁が活用・分析できる仕組みの検討
- (2) スポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進
 - スポーツ庁、国立スポーツ科学センター（JISS）における調査研究をはじめ、関係省庁、大学等とも連携した調査研究の実施、成果の活用
 - 政策効果のエビデンス等の調査研究課題のニーズと、調査研究主体や調査フィールドをマッチングすることができるよう、その枠組みについて検討
 - スポーツ庁が実施した調査等のローデータについて、個人情報等の取扱いに配慮しつつ、公開できるものについては積極的に公開

「スポーツ実施率向上のための行動計画」の着実な実施と合わせて、スポーツの習慣化のための環境整備を図る

スポーツ実施率の向上

（成人の週1回以上のスポーツ実施率）

42.5% → 55.1% → 65%程度

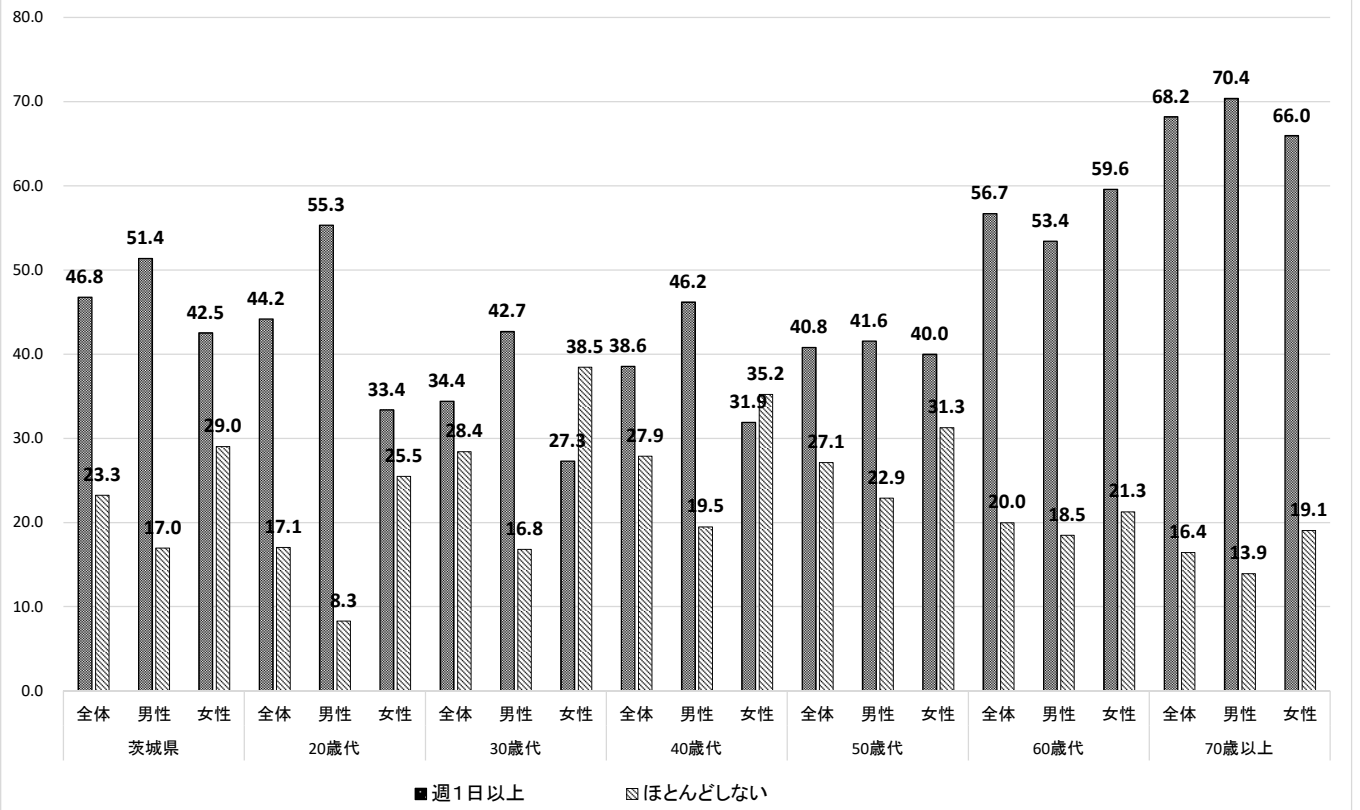
<平成28年度> <平成30年度>

県内のスポーツ実施率(平成30年度調査)

(%)

		週1日以上	週3日以上	週1~2日	月1~3日	3か月1,2回	6か月1,2回	年に1,2回	ほとんどしない
茨城県	全体	46.8	18.1	28.7	17.1	5.8	3.5	3.6	23.3
	男性	51.4	21.2	30.2	18.4	6.3	3.6	3.3	17.0
	女性	42.5	15.2	27.3	15.9	5.3	3.3	3.9	29.0
20歳代	全体	44.2	17.1	27.1	22.5	8.2	4.7	3.4	17.1
	男性	55.3	22.6	32.7	23.6	6.2	4.3	2.2	8.3
	女性	33.4	11.7	21.7	21.4	10.1	5.1	4.6	25.5
30歳代	全体	34.4	9.7	24.7	17.9	9.5	4.7	5.0	28.4
	男性	42.7	14.2	28.5	18.9	11.9	4.7	5.0	16.8
	女性	27.3	5.8	21.5	17.0	7.4	4.8	5.1	38.5
40歳代	全体	38.6	11.8	26.8	17.8	6.5	4.3	5.0	27.9
	男性	46.2	15.5	30.7	19.4	7.3	4.5	3.2	19.5
	女性	31.9	8.6	23.3	16.5	5.7	4.1	6.6	35.2
50歳代	全体	40.8	13.1	27.7	18.5	5.5	4.0	4.0	27.1
	男性	41.6	14.3	27.3	21.4	5.7	4.0	4.5	22.9
	女性	40.0	11.9	28.1	15.7	5.4	4.0	3.5	31.3
60歳代	全体	56.7	22.9	33.8	16.0	3.2	1.7	2.4	20.0
	男性	53.4	23.3	30.1	18.2	4.7	2.2	3.0	18.5
	女性	59.6	22.6	37.0	14.1	1.9	1.3	1.9	21.3
70歳以上	全体	68.2	36.0	32.2	10.8	2.0	1.3	1.3	16.4
	男性	70.4	38.4	32.0	10.1	1.9	1.9	1.8	13.9
	女性	66.0	33.5	32.5	11.4	2.1	0.7	0.8	19.1

県内のスポーツ実施率(平成30年度調査)



県内のスポーツ観戦とボランティア等の割合(平成30年度調査)

(%)

		スポーツの観戦		ボランティアの実施		スポーツに関わった割合	総合型地域スポーツクラブの認知		
		観戦した	観戦していない	行った	行っていない		知っている	聞いたことはある	知らない
茨城県	全体	42.3	57.7	19.9	80.1	83.4	15.5	17.9	66.5
	男性	47.0	53.0	24.5	75.5	87.4	19.5	19.5	61.0
	女性	37.9	62.1	15.6	84.4	79.7	11.9	16.4	71.8
20歳代	全体	42.6	57.4	16.2	83.8	86.6	8.7	15.4	75.9
	男性	48.2	51.8	22.3	77.7	92.8	12.0	17.9	70.2
	女性	37.2	62.8	10.3	89.7	80.6	5.5	13.1	81.4
30歳代	全体	42.7	57.3	16.6	83.4	79.7	9.2	15.8	75.0
	男性	44.0	56.0	18.3	81.7	85.8	12.0	17.4	70.5
	女性	41.7	58.3	15.2	84.8	74.3	6.8	14.4	78.8
40歳代	全体	51.8	48.2	22.3	77.7	84.5	14.3	18.4	67.2
	男性	52.0	48.0	27.5	72.5	87.8	19.1	20.9	60.0
	女性	51.7	48.3	17.7	82.3	81.5	10.1	16.3	73.6
50歳代	全体	40.2	59.8	20.7	79.3	80.0	19.3	18.8	61.9
	男性	46.3	53.7	25.4	74.6	83.3	25.6	20.1	54.3
	女性	34.2	65.8	16.2	83.8	76.8	13.2	17.6	69.2
60歳代	全体	38.1	61.9	20.9	79.1	84.2	20.9	19.1	59.9
	男性	47.2	52.8	26.2	73.8	86.8	24.2	21.2	54.7
	女性	30.3	69.7	16.3	83.7	82.1	18.2	17.4	64.6
70歳以上	全体	35.8	64.2	21.4	78.6	85.8	19.9	19.2	60.8
	男性	43.9	56.1	26.3	73.7	88.6	22.8	19.2	58.0
	女性	27.5	72.5	16.3	83.7	82.8	17.0	19.2	63.9

○スポーツに関わるボランティア活動として、どのようなものを行いましたか。
(ボランティア活動を行ったことがある1,912名が複数回答)

① 大会やイベントなどでの一般的な支援	902
② クラブやスポーツ団体の運営や活動の手伝い	817
③ スポーツの指導, コーチ	586
④ 大会やイベントなどにおいて専門的な立場からの支援	330
⑤ スポーツ施設の管理の手伝い	285
⑥ 障害者のスポーツ活動に対する支援	74
その他	7

○参加してみたいと思うスポーツイベントは、どのようなものか。(自由記述)

親子、家族で参加できるイベント	幼児が楽しめるイベント
幅広い年代が楽しめるイベント	初心者や運動が苦手な人でも参加できるイベント
プロや有名な選手が参加するイベント	音楽や飲食等とスポーツをコラボしたイベント
体力測定イベント(体力テスト等)	スポーツ体験イベント
ウォーキング大会	マラソン・駅伝大会
レクリエーションスポーツ大会	ウォークラリー大会
健康体操教室, ラジオ体操	登山・ハイキング
サイクリングイベント・大会	地区運動会
各種競技大会	

県民のスポーツに関する状況調査 各市町村集計結果(平成30年度調査)

【茨城県】

(1) 性別

男	4,619
女	5,003
合計	9,622

(2) 年齢

20～29歳	1,278	50～59歳	1,573
30～39歳	1,647	60～69歳	1,605
40～49歳	1,968	70歳以上	1,551

(3) 職業

農林漁業	272	商店、工場、サービス業等を経営	440	学生	243
会社・工場に勤務	2,180	専業主婦	1,029	無職	1,467
公務員	2,356	アルバイトパート	1,421	その他	214

(4) 運動・スポーツが好きですか。

自分でするのも見るのも好き	4,242	するのみ見るのみきらい	247
どちらかと言えば自分でする方が好き	1,912	どちらとも言えない	921
どちらかと言えば見る方が好き	2,300		

(5) 運動・スポーツを1年間にどのくらいのペースでしていましたか。

週に3日以上	1,742	6か月に1～2回	332
週に1～2日以上	2,759	年に1～2回	346
月に1～3日	1,648	ほとんどしていない	2,238
3か月に1～2回	557		

(6) 運動・スポーツをするのは、どのような理由からですか。(運動・スポーツをした7,384名が複数回答)

① 健康・体力づくりのため	5,279	⑥ 家族とのふれあいのため	771
② 楽しみや気晴らしのため	3,780	⑦ 自己の記録や能力を向上させるため	762
③ 友人・仲間との交流のため	3,060	⑧ 自然とふれあうため	605
④ 運動不足を感じるため	2,619	⑨ 精神修養や訓練のため	321
⑤ 美容や肥満解消のため	1,378	その他	43

(7) 1年間に行った運動・スポーツの種類(運動・スポーツをした7,384名が複数回答)

① ウォーキング	4,055	⑭ 柔軟運動	597	⑳ ゲートボール	96
② 筋力トレーニング	1,382	⑮ バドミントン	595	㉑ 陸上競技	86
③ 軽い体操	1,301	⑯ 卓球	504	㉒ 器械運動	85
④ ジョギング・マラソン	1,277	⑰ テニス・ソフトテニス	495	㉓ 剣道・なぎなた	76
⑤ ゴルフ	1,004	⑱ グラウンドゴルフ	402	㉔ カヌー	63
⑥ 自転車	907	⑲ スキー	391	㉕ アイススケート	54
⑦ バレーボール	845	⑳ スノーボード	367	㉖ 弓道・アーチェリー	48
⑧ 野球・ソフトボール	837	㉑ レクリエーションスポーツ	366	㉗ 柔道	43
⑨ ボウリング	761	㉒ なわとび	348	㉘ ハンドボール	31
⑩ 登山・キャンプ	690	㉓ バスケットボール	320	㉙ 乗馬	25
⑪ エアロビクス	683	㉔ ダンス	303	㉚ ラグビーフットボール	21
⑫ 水泳	680	㉕ ドッジボール	158	㉛ 相撲	18
⑬ サッカー・フットサル	619	㉖ 空手道・少林寺拳法・太極拳	145	その他	156

(8) 運動・スポーツをほとんどしていないのは、どんな理由からですか。
(運動・スポーツをほとんどしていない2,238名が複数回答)

① 家事が忙しい	568	⑫ 運動・スポーツがきらい	195
② 子育てや育児が忙しい	517	⑬ 身近に施設がない	179
③ 体を動かすのが面倒である	515	⑭ スポーツクラブの会費等が高い	174
④ 勤務時間が長い	407	⑮ 施設を利用するのにお金がかかる	166
⑤ 運動すると疲れる	359	⑯ 世話を必要とする人がいる	144
⑥ 年をとっている	298	⑰ 用具にお金がかかる	84
⑦ 休暇がない	278	⑱ 通勤時間が長い	81
⑧ 他の趣味が忙しい	277	⑲ 運動・スポーツに関する情報がない	57
⑨ 下手である、運動技術が劣っている	271	⑳ 指導者、教えてくれる人がいない	52
⑩ 仕事で体を動かしている	268	その他	89
⑪ 一緒に行く仲間がない	233		

(9) 1年間に、スポーツ大会やスポーツイベントを会場で観戦しましたか。

観戦した	4,068
観戦していない	5,554

(11) 1年間にスポーツに関わるボランティア活動をしたことがありますか。

ある	1,912
ない	7,710

(12) スポーツに関わるボランティア活動として、どのようなものを行いましたか。
(ボランティア活動を行ったことがある1,912名が複数回答)

① 大会やイベントなどでの一般的な支援	902
② クラブやスポーツ団体の運営や活動の手伝い	817
③ スポーツの指導、コーチ	586
④ 大会やイベントなどにおいて専門的な立場からの支援	330
⑤ スポーツ施設の管理の手伝い	285
⑥ 障害者のスポーツ活動に対する支援	74
その他	7

(14) 総合型地域スポーツクラブを知っていますか。

知っている	1,493
聞いたことはある	1,721
知らない	6,408

【記述】

(10) 観戦したスポーツの競技名

<ul style="list-style-type: none"> ・地区運動会 ・各競技種目(プロスポーツから少年団の応援まで幅広い種目) ・各市町村で開催する国体種目

(13) 参加してみたいと思うスポーツイベントは、どのようなものか。

親子、家族で参加できるイベント	幼児が楽しめるイベント
幅広い年代が楽しめるイベント	初心者や運動が苦手な人でも参加できるイベント
プロや有名な選手が参加するイベント	音楽や飲食等とスポーツをコラボしたイベント
体力測定イベント(体力テスト等)	スポーツ体験イベント
ウォーキング大会	マラソン・駅伝大会
レクリエーションスポーツ大会	ウォークラリー大会
健康体操教室、ラジオ体操	登山・ハイキング
サイクリングイベント・大会	地区運動会
各種競技大会	